

午前十時二分 開議

○青木委員長「それでは、ただいまから地域交流・県土整備常任委員会を開催いたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と請願・陳情に対する現状と対策を配付しております。

これより質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可いたします。

○藤崎委員「おはようございます。藤崎でございますけれども、まず質問に入る前に、「SAGA2024」国スポ・全障スポ、本当にお疲れさまでございました。私自身、時代のページに立ち会えたような気がいたしました。本当に大変感激いたしました。体育からスポーツへ名称が変わる、その意義も私なりにしっかりと受け止めることができました。

県議になって一ヶ月の頃ですけども、今でも覚えているのが、スポーツの振興ということで、それこそ同委員会の指山議員さんのほうからスポーツへの支援ということで話がありました。当時はなかなか私自身、どうしても体育、支援するのであればクラブ活動というような、そういった切り口でしか見るこゝとができませんでしたが、こういった時代の趨勢の中で、今回、やっとその意義、スポーツのすばらしさというものを感じることができました。そういった意味でも、これからの佐賀県政を引っ張っていくSSP構想というものに大きく期待をしているわけであります。

そういったことを申し上げて、今回、本来一点のみの質問にしようかなと思っております。知事の演告でありました、二月には空港条例の改正と申しましようか、提案をするということで、基金を積み上げるといふことであります。要は防衛省からの着陸料、本来であれば、受益と負担といふことでいえば、

当然着陸料はしっかりと一般財源に受け入れた後に使うべきところに使っていくべきであろうというふうに考えているわけであります。当然、執行部のほうにおかれても、着陸料に関しては一般財源として受け入れ、その使途につきましては、予算整理上、佐賀空港の滑走路や航空灯火など空港施設の維持管理に使用しているということでもありましたから、私は本来、しっかりと空港の維持管理、また、これからの発展に向けて使っていただきたいというふうに感じているわけであります。

特に空港は非常に運営が難しい、特に地方管理空港は大変厳しい状況にあるわけであります。コロナであったり、また外交の影響というものを受けて、いつどこが路線が撤退するかも分からない、そういう大変難しい民を抱えた中で、事業でありますから、それこそしっかりと財源を確保していただくことは本当に頼もしく思うわけでありました。それが今回、意図せぬ、私自身、唐突感というものを覚えておりますけれども、一定の形で使われるということが前もって定められていると。しかも二十年間。十年後、二十年後、我々県議はそこにいるかどうか分からないし、知事もそうでありましょう。そういった中で、果たして縛っていいものか。単年度会計の予算をこの先ずっとそういった形で決めつけておいてよいのであろうか。もつと言えば、であればもつとほかに、漁業の振興といふことであるならば、農業の振興もありましょうし、地域の振興もあるわけでありまして、もつと言えば防衛省としてそういったための交付金もあるわけでありまして、本来あるべき形で予算というものは受け入れ、執行していくのが正しいことであらうというふうに思うわけでありまして、そういったこともあって、数年前からの議論というものに対して非常に違和感があったものですから、今回、そこをしっかりとただしておきたいなというふうに考え、質問しようと思いました。

そこで、早速質問のほうに入らせていただきますけれども、改めてでありま

す。佐賀空港の建設費について、事業費はどのようになっていたのか、改めてお伺いをしたいと思います。

○田中空港課長〓九州佐賀国際空港の建設費、事業費についてお答えいたします。

九州佐賀国際空港建設工事に係る事業費は、約二百五十一億円となっております。

以上でございます。

○藤崎委員〓それでは、これまで実施してきた施設機能強化、しっかりとやってきていただいたというふうに理解をしております。その事業費についてお伺いいたします。

○田中空港課長〓施設機能強化の事業費についてお答えいたします。

これまで九州佐賀国際空港の施設機能強化といたしましては、駐機場、いわゆるエプロンの拡張ですとか、第四駐車場の造成、また、ターミナルビルの拡張補助など、合計で約九十五億円となっております。

以上でございます。

○藤崎委員〓では、その佐賀空港の収支であります。

本来空港は、やはり交通の要、拠点として、しっかりとインフラとして、その機能を多面にわたって発揮してもらわなきゃならない。要は収支で議論するよりも、むしろしっかりと支えていく、そういった切り口で本来議論するべきであらうと思うんですが、やはりここは私は、そこに税金を投じているという観点からいえば、佐賀空港の収支についてもお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○田中空港課長〓九州佐賀国際空港の収支についてお答えいたします。

令和五年度についてでございますが、歳入が約一億三百万円、歳出につきましては約四億二千七百万円となっております。

以上でございます。

○藤崎委員〓ありがとうございます。

ちょっと急ですけれども、平成十年に開港して、これまでの累計がもし分かれば教えていただきたいんですけども、大丈夫ですか。

○田中空港課長〓これまでの累計ということについてお答えいたします。

歳入につきましては二十八億六千万円ほど、また、歳出につきましては九十三億六千万円ということになっております。

以上でございます。

○藤崎委員〓ということは、差額でいえば大体六十四億円ほどの手出しかなというふうに思うわけでありませう。

そうすると、当然これを開港した年数で割れば、大体年間どのくらい要するというのは分かるわけでありませうけれども、いろんな事業をやっている中で、野田理事さんが空港課長の頃、議論させていただいた記憶があるんですけども、例えば、給油タンクですね。給油タンク、これに絡んでも当然予算を執行されてきたし、また、その給油タンクを担う人件費等についても補助をやってきたかと思うんですね。こういったことについては、いわゆるこれから発展すればするほど、また増設しなきゃならないかもしれないし、今あらゆる面、ところで人材不足ということが生じています。

特に危険物を取り扱うという意味においては、当然しっかりとした給油体制を取っておかなければならないわけでありませうし、これがまた、要はいつ何どきその委託金が減るかも分からないということを思うと、やはり佐賀県としてはしっかりとした財源を持って支えていくことも大事だろうというふうに考えていますけれども、その大事な部分とえば、やはり収入をいかに増やしていくかということだろうというふうに思います。路線、そして増便、そういったことに取り組んでいくことが大事だろうというふうに思うわけですけれども、

現在の利用状況について、令和五年度の利用状況について、平成三十年代と比べてどうであったのかお伺いをいたします。

○田中空港課長⇨令和五年度の利用状況について、平成三十年代との比較ということでお答えいたします。

令和五年度の利用者数につきましては約五十三万二千人となり、平成三十年代の約八十一万九千人と比べますと、約六五%の回復率となっております。

この内訳でございますが、国内線が約四十四万三千人、国際線が約八万九千人となっております。平成三十年代からの回復率で申しますと、国内線全体では約七五%、そのうち羽田便が約九二%となっております。また、国際線につきましては、全体で約三九%の回復率となっております。そのうち台北便が約一〇七%などとなっております。

以上でございます。

○藤崎委員⇨コロナ以前は本当に大変勢いを持って利用者が増えている、伸びているというものを実感できたんですけども、コロナで大変厳しい状況になりました。ただ、その間、機能強化というものをしっかりとやっていただいたことによつて、これからは楽しみなわけでありませう。

じゃ、その利用の促進についてであります。

現在の利用促進の取組とその費用はどうなっているのかお伺いをいたします。

○田中空港課長⇨利用促進の取組とその費用についてお答えいたします。

主なものでございますが、事業者や住民等の九州佐賀国際空港への積極利用の意識の醸成ですとか、また、路線の認知度向上を図りますマイエアポート運動推進事業といたしまして、令和五年度決算額で申しますと約五千五百万円となつてございます。

また、国際線の利用促進を図る九州佐賀国際空港国際線広報事業といたしましては、令和五年度決算額で申しますと約二千四百万円となっております。

以上でございます。

○藤崎委員⇨いわゆる好循環をこれからつくっていただきたいと、やはり東京便の増便化を図れば、利便性が上がつてより多くの方が利用すると。そうすれば利用率が上がつてまた次の便へとつながっていくというふうな、そういう好循環を生み出していたいただきたいというふうに考えていますけれども、その路線の誘致についてであります。

既存路線の増便や新規路線誘致にどのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

○田中空港課長⇨既存路線の増便ですとか路線誘致についてお答えいたします。

九州佐賀国際空港や佐賀県、福岡県南西部、九州、こういった魅力を発信しながら利用促進を行っているところでございます。

運航会社に対しては、既存路線の増便や新規路線誘致、そういったものについて魅力を発信しながら取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○藤崎委員⇨今、佐賀空港を使つてある方は確実に次も使われると思うんですが、やはりまずは使つていただくことが大事だろうというふうに思います。特に、有明海沿岸道路がつながつて延長していく中で、福岡南西部は、以前お聞きしたら、四割ぐらいの方が今使われて、六割ぐらいの潜在需要があるというふうな意見を、これ何年か前だったから今がどうなのかちよつと正確じゃないかもしれませんが、要は潜在需要が多くある、そこにいかに売っていくかということも大事だろうというふうに考えております。

その佐賀空港が目指すその将来像についてお伺いしておきます。

現在の佐賀空港の姿というものを県はどのように評価しているのかお伺いをいたします。

○田中空港課長⇨佐賀空港が目指す将来像についてお答えいたします。

二〇一五年に策定いたしました「佐賀空港がめざす将来像」に沿いまして、利用促進、機能強化に取り組んだ結果、平成二十九年度には需要予測である七十三万七千人を突破いたしました。また、翌年である平成三十年には過去最高となる約八十二万人の利用者数を記録したところでございます。

また、施設の機能強化にも計画的に取り組ましまして、九州におけるゲートウェイ空港としての役割を果たしているものと考えております。

以上でございます。

○藤崎委員 今年二月にこの新たな資料を頂きまして見せていただいて期待をするところではありますが、その実現というものはなかなか容易ではなからうというふうに思うわけでありまして。

それでは、どのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

○田中空港課長 佐賀空港がめざす将来像二〇二四」を実現するための取組についてお答えいたします。

九州のゲートウェイ空港として九州佐賀国際空港が発展することが、九州の発展につながるものと考えております。既存路線の増便や新規路線就航に向けた滑走路延長と、全ての航空機の円滑な運航を可能とする平行誘導路の整備、こちらにセットで取り組んでいくところでございます。

また、引き続き、国内外のハブ空港との路線を強化いたしまして、「持続可能な空港運営体制の構築」にも取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○藤崎委員 将来像については具体的にしっかりと一問一答で議論を詰めていくべきでありますけれども、今日はそこは省いてやらせていただきたいというふうに思います。

では、佐賀空港条例の改正についてであります。

改正の内容について、二月議会上程を予定している条例改正の内容はどの

ようになっているのかお伺いをいたします。

○田中空港課長 佐賀空港条例改正の内容についてお答えいたします。防衛省が支払う着陸料のほか、滑走路を占有する行為の明確化について改正を検討しているところでございます。

後者につきましては、本年二月に発生いたしました米軍ヘリによる佐賀空港滑走路上空の低空飛行、いわゆるローパスについて、条例違反はなかったものですが、事前連絡がない施設の占有行為に当たりましたので、空港の安全管理上問題だと認識しているところでございます。今回、ローパスやローアプローチ、そういった滑走路を占有する行為の明確化を図るべく、改正を検討しているところでございます。

また、前者につきましては、「民間空港として建設した佐賀空港を自衛隊機が使用する応分の負担として、着陸料を合計百億円（年五億円を二十年間）支払う」という県と防衛省との間の合意事項につきまして、防衛省が支払う着陸料に係る改正を検討しているところでございます。

以上でございます。

○藤崎委員 ちよつとイレギュラーであれですけれども、要は応分の負担として着陸料をいただくということだと理解をしますけれども、県は着陸料として受け入れるわけですよね。防衛省はどういう目的でこれを支払われることになるのでしょうか、その理解についてお尋ねいたします。

○田中空港課長 この応分の負担として防衛省がどのような形で支払われるかという御質問でございました。

こちらの御質問につきましては、何分相手が考えることであると思っておりますので、私のほうからどういったものかというのをお答えすることはちよつと難しいかなと思っております。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱ受け入れる側は着陸料、では、防衛省はどういう目的で支払われるのかということをお尋ねしておきたいと思っております。

○引馬地域交流部長Ⅱ今の御質問に対して私のほうからお答えを申し上げます。今、田中課長のほうから県と防衛省の合意について御説明をさせていただきます。防衛省が支払う着陸料について年五億円を二十年間、百億円というところでありますが、この合意の中で、あわせてこういった内容が合意されております。すなわち、「佐賀県は防衛省が支払う着陸料収入をもとに有明海漁業の振興を行うための『漁業振興基金』を創設する。」ということ。それから、「環境への影響や事故等による補償等の対象となる事案が発生した場合に、国による補償等が行われるまでの間、必要な費用を無利子で貸し付けることなどができるようにするため、『補償基金』を創設する。」ということが併せて合意をされているわけでございます。

こういった合意に基づきまして、今後、防衛省のほうから支払われる着陸料について具体的に検討していくというふうに承知をいたしております。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱ引馬部長さんが言われたとおりなんですけれども、ここが非常に分かりにくくて、防衛省は本来、漁業の振興のための事業資金として着陸料を払うことはできないというような理解を私はしております。だから、要は、防衛省は着陸料を払う目的は、あくまでも着陸料として、それを佐賀県が一般会計として受け入れて、そして、基金として積む。だから、その内容については、防衛省は何ら縛るものではなくて、むしろ佐賀県側がそういう使い道をするというふうな定めているのであって、私は防衛省の目的は、決して漁業の振興ということで着陸料を払うものではないというふうな理解をしているわけです。ここところが、実は以前から議論をしていてなかなか合合わな

いところでありました。

防衛省が漁業の振興を目的に支出するのであれば、初めからそういう目的で払えばいいものの、しかし、使途として事業をすることができないということだから着陸料として払う、そういった議論があったと思うんですね。だから、ここところは非常に私は県のありようとして議論をしておきたい。無論、今、部長がおっしゃるとおり、当然地域交流部としてはそういった理解であるかもしれませんが、山口県政においてこういったやり方というのは、私は非常にまずいというふうに理解をしております。

それで、改正の役割分担、そのところの議論、どうしても地域交流部としての議論と政策部としての議論、ある意味、同じ山口県政とはいえ、やはり立ち位置があるかと思うわけです。条例の改正について、空港課と政策部との役割分担はどのようになっていくのかお伺いをいたします。

○田中空港課長Ⅱ条例改正の役割分担についてお答えいたします。

空港課につきましては佐賀県佐賀空港条例の改正、また、政策部につきましては基金条例の創設という役割分担をしております。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱでは、その着陸料について改めてお伺いしますけれども、現在の着陸料は空港条例で航空機の重量などで決められておりますが、防衛省の着陸料はどのような基準で決められるのかお伺いをいたします。

○田中空港課長Ⅱ着陸料についてお答えいたします。

佐賀空港の自衛隊使用要請に関して、県と防衛省との間で、民間空港として建設した佐賀空港を自衛隊機が使用する応分の負担といたしまして、着陸料合計百億円（年五億円を二十年間）支払うと合意したものと承知しております。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱでは、その防衛省が支払う着陸料について、改めて聞いても答弁は分かっておりますが、防衛省が支払う着陸料を空港の維持管理費に充てる、

そういった考えはないのかお伺いをいたします。

○田中空港課長Ⅱ先ほどの繰り返しになりますけれども、佐賀空港の自衛隊使用要請に關しまして、平成三十年八月に知事と当時の小野寺防衛大臣との間で、「民間空港として建設した佐賀空港を自衛隊機が使用する応分の負担として、着陸料を合計百億円（年五億円を二十年間）支払う。」ことを合意したものと承知しております。

あわせて、「佐賀県は、防衛省が支払う着陸料収入をもとに、有明海漁業の振興を行うため、『漁業振興基金』を創設する。環境への影響や事故等による補償等の対象となる事案が発生した場合に、国による補償等が行われるまでの間、必要な費用を無利子で貸し付けることなどができるようにするため、『補償基金』を創設する。」ことを合意したものと承知しております。

このような経緯を踏まえて、今後検討されていくものと承知しております。以上でございます。

○藤崎委員Ⅱ補償基金については私は理解をいたします。これはむしろ漁業に限らず、漁協に限らずですね。陸地においても事故があるかもしれない。あつてはならないことですが。もちろん、先日、一般質問の中で古賀陽三議員さんが質問された中で、同様にそれは行うんだというふうな答弁がありました。ただ、それは、私はそれこそ基金を積んで、そこからやるべきだろうというふうなふうに思っております。

ちよつと確認をしたいんですけれども、今現在、着陸料は何に使用しているのかお伺いをいたします。

○田中空港課長Ⅱ現在の着陸料についてでございます。

現在の着陸料につきましては、空港の維持管理に充当しているものでございます。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱそうあるべきであろうというふうに思うんですけれども、一次的にはそうあるべきだと。二次的に地域の振興であったり、もちろん海の環境であったり、そういったことの振興であったり、そういったことは理解できなくもないんですね。

では、今回防衛省が支払う着陸料も、本当であれば今言われたそういった使途に使うべきであろうと思うんですが、そういう維持管理に今現在使っている着陸料を防衛省に限っては使わないというのであれば、私はこれは着陸料と言ふべきではないというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○田中空港課長Ⅱ先ほど藤崎委員から、今回の防衛省の着陸料については着陸料と言ふべきではないのかという御質問でございました。

こちらにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、佐賀空港の自衛隊使用要請に關しまして、県と防衛省との間で合意したものと承知しております。以上でございます。

○藤崎委員Ⅱその防衛省の配備ということでもありますけれども、では、防衛省の配備に關して、これからどういった準備が必要となるのかお伺いをいたします。

○田中空港課長Ⅱ防衛省の配備に対する準備についてお答えいたします。今後、自衛隊の運航計画が具体化していくと考えております。その具体化していく中で精査していくものと考えております。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱそういうことであれば、追加で見込まれる費用という質問に対してもさほど変わらないのかなと思えますが、防衛省配備により追加で見込まれる費用、ハード、ソフトを含めてどのようなものがあるのかお伺いをいたします。

○田中空港課長Ⅱ追加で見込まれる費用についてお答えいたします。

今後、全体の離着陸回数が増えていくことから、維持管理についても増えることは想定しております。しかしながら、その程度というのは小さいものと考えております。

具体的には、旅客機と自衛隊機との重量差を考慮いたしますと、自衛隊機が滑走路の維持管理に与える影響は小さいものと見込んでおります。追加で見込まれる費用につきましても、自衛隊の運航計画が具体化する中で精査していくものと考えております。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱ私は無論、高度な政治判断がある中で、担当課としては非常に物が言いづらい、当然公務員としての組織としてもやむを得んのかなというふうな気もいたしております。されど、私は矜持を見せていただきたいというふうに思うわけであります。

防衛省は漁業の振興の事業はできないですね。佐賀県としては漁協の国に対する不信を除きたい。そういった思いの中でつないだのが着陸料なわけであります。

しかし、本来着陸料というものは、先ほど言っていたように、空港の維持管理、安全面、そういったところをしっかり充てていくと。そして、佐賀県勢の発展につなげていく。そういった固有の財源であるべきであるというふうに私は思うわけであります。それを私は、知恵を出して、要は何とかなげられないかということでもって無理やりつなげたというふうに受け止めざるを得ない。そうすると、一番の問題は何かというと、私は県民の理解は絶対に得られないというふうに思うわけであります。

一つには、佐賀県議会は、当然行政は単年度会計、毎年度毎年度審議をして、そして、徹底的に議論して議決が議決をする、そして執行していく。そういう

た単年度会計の中で、二十年にわたって一般財源のうちの五億円を固有の財源として使っていくことを約束するというのは、私はどう考えてもおかしい。

そして、議論の中で質問させてもいただきました、要は空港を運営するというのは非常に難しい。名古屋空港もそういった意味では防衛省から着陸料を取っております、しっかりと。そういった中で、佐賀県としても本当であれば累積として六十四億九千万円、これを埋めていくというのは正直難しいわけですよ。というのは、やはり民間航空機をいかに引っ張ってくるか。そして、人口が減っていく中で交流人口をいかに増やしていくかが求められている中で、佐賀空港には大きな期待をされている。そうすれば、やはり着陸料を減免はできても、なかなか上げていくことは難しい。だから、経営が厳しいのが実情だと思うんです。

そういった中で、今回、防衛省の着陸料をしっかりと一般会計で受け入れて、そして、本来あるべき空港に充てていくということができれば、言葉は正しくありませんが、一石二鳥。つまり、どんなときも、いつ何とき路線が撤退しても、便数が減ったとしても、これは県がどう努力してもできない場合があります。コロナがそうでありました。また、外交の影響もありました。そういったときでも安定して安全面を確保できる、維持費をしっかりと保っていきける。民間の企業がそこで仕事をしている、そういった人たちが職員を減らさなくて済む。つまり、どんなときもしっかりと維持していける、そういった財源がまず一つできる。

もう一つは、一般会計から毎年四億円から五億円当然入れているわけですよね。これを入れなくて済むとなれば、その事業は県民福祉の向上に回せる。つまり、そういった意味で今回、防衛省からの着陸料の収入というものは、私は佐賀県にとって非常にありがたい事業となるなということを期待したわけであります。

そして、漁業の振興というものに関しては、これは物すごく大事ですから、本来あるべき農水省、そして、しっかりとまた官邸と立ち会って議論をして、佐賀県も応分の負担をして、一般会計の中から毎年度毎年度、長期的視点、中期的視点も大事でしょう。そういった観点からも予算をしっかりとつけていく、それを県議会に求めていく。無論、我々県議会は、有明海だけじゃありません、玄海もそうあります。やはりそういったところをしっかりと守っていく、そういった観点で議論をしていくべきであつたらうと私は思うんですね。

私はこうあるべきだということを壊されたような気がして非常に残念だし、何よりもこの佐賀空港は、池田県政のときから香月県政、そして井本県政へと三十年かけてつくり上げた、本当に佐賀県の矜持としての空港であります。

私も議員になる前、実は佐賀空港の駐車場の現場で働いたことがあります。あそこで仕事をしながら、上を見て、ああ、ここに飛行機が飛んでくることなるばいねと二十代の私は期待をしたわけでもあります。

多くの方が佐賀空港に期待をして、何よりも、私は県のOBの方と話をすることがたまにあります。そういうときには、本当にこの佐賀空港をいかに自分たちが信念を持って、これからの佐賀県のためにはこの佐賀空港は絶対に必要なんだと、小さな佐賀県だけど、引けを取らない交通の拠点として、この佐賀空港を何としても造りたいんだという思いが本当にひしひしと伝わってくるわけがあります。

そういった中で、この佐賀県勢の発展のための佐賀空港をいかに守っていくか、そして、次の世代へつなげて発展させていくか、これのためには防衛省の着陸料というものは固定の固有の財源として私は非常にありがたいというふうに思ったわけがあります。

そういった観点から、引馬部長さん、私は今回、この防衛省からの着陸料というものは、やはりまずは空港の維持管理に使うべきだと。全部とは申しませ

ん。安全面のための保障基金としてもこれは必要です。だから、一定の額をそつちに積む、分けて積む。農業振興についてはちゃんと議会で真正面から訴えて一般財源でやるべきだ、そして、国へまたいろんな補助等を求めていくべきだと思っただけでも、私の意を酌んで御答弁いただきたいと思えます。

(「答弁に漁業者の視点が抜けていますよ」と呼ぶ者あり)

○引馬地域交流部長⇨お答えを申し上げます。

委員御指摘のとおり、九州佐賀国際空港は県民の方々の大変重要な移動手段であるばかりでなく、今や県外の方々、そして、国外の方々も含めて大変御利用いただいております。私もそういう点では、佐賀県としてこの貴重な資源、これをしっかりと維持、さらに発展させていくという思いで私ども地域交流部、汗をかかせていただいております。

そうした中、他方で、この自衛隊の駐屯開始に向けて、私ども県庁一丸となって、防衛省との間で大変真摯で綿密な協議を重ねてきたところ、これもまた事実でございます。また、そうした点では、自衛隊の駐屯開始に向けて、周辺の方々、とりわけ有明海の漁業者の方々を含めて、どうしたら安心してこの自衛隊の駐屯を迎え入れるのかといったところ、こういったところも私どもなりに大変真摯に調整をしてきたところでございます。そうした中で、先ほど来御説明を申し上げております、防衛省との間の合意という形になったわけでございます。

いずれにいたしましても、大変重要な九州佐賀国際空港、御答弁申し上げているとおり、維持管理については大変重要なポイントです。今現在の着陸料はこの維持管理に充て、そして、不足しているところにつきましましては、県民の方々から貴重な税金等をいただいて、一般財源をしっかりと入れてやっているとところでございます。

私ども、九州佐賀国際空港をしっかりと発展させていくというところ、これ

は委員と同じ思いを共有しております。しっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱ要は、漁業の振興、有明海の振興はやらなきゃならない、当然であります。これは農水省にしっかりと訴えていく、環境省にしっかりと訴えていく、そして、官邸に訴えていくということが大事であろうと。それでもっと言えば、防衛省の交付金の中で、そもそも地域の振興であったり、漁業の振興もできるわけありますから、そういったことができる部分で取り組んでいく。国への不信感があるというのであれば、しっかりとそれは、何でそうなのかというところを踏まえて、私は今回のことで漁業者の方の万全の信頼感というものは決して築けるものではないというふうに思うわけであります。やはり一朝一夕にできない。豊かな有明海を取り戻してこそ初めて、漁業者の皆様も、ああ、県はやってくれたなというふうに思ってくれるわけであり、その先に国に対する信頼感もあるんだろうというふうに思うわけであります。

漁業の振興は当然やらなきゃいけない。でも、そのことと着陸料と別でしょうと、これは別でしょうと。じゃ、佐賀県民の多くの方は、防衛省が払う着陸料、これは全部漁協に、漁業の振興に使えばいいと言ったときに、どれぐらいの方が賛同できるのかなと思うんですね。本当に今回、もちろんこういった議論はここで本来すべきじゃないというふうにも思いますが、しっかりと一般質問等でもこれまでやらせていただいて、二月議会、基金の条例案も出ろうかと思いますが、またそこでもしっかりとやらせていただきたい。

佐賀空港は県の矜持、以前から言わせていただいていますけれども、私はそういうふうを受け止めております。だからこそ私は、本当にこういった議論をしっかりとやって、県民の皆様に理解をしていただいて、そして佐賀空港を使っていたきたい、そう思うのであります。そして、使うことで、より利便

性が高まり、好循環の佐賀空港として、本当にこれまでの先輩方が取り組んできた努力が報われて、そして、佐賀県の発展も安泰だろうというふうに思う。その信念で今回改めて、ここでは非常にやり取りが難しい質問でありましたけれども、訴えさせていただきました。

先ほど視点が抜けているというような言葉もありましたが、決してそうじゃありません。ということは強く申し上げておきたいと思えます。

以上であります。

○木村委員Ⅱ公明党の木村でございます。それでは、所管事項につきまして大きく三問質問いたしますので、よろしくお願いをいたします。

最初の質問は、スポーツビジネスの推進についてであります。

「SAGA2024」国スポ・全障スポは、県民にとってスポーツの持つ力を体感できた大変貴重な大会ではなかったかと思えます。執行部の皆様はじめ大会運営に携わっていただいた全ての皆様の御尽力に対しまして、私からも心から御礼を申し上げます。間違いなく後世に語り継がれるすばらしい大会となったわけでございますが、大事なのはこれからであります。

今大会を機に高まったスポーツに対する関心、そして、スポーツの持つ価値を大切にしていく機運というものをより高めていく必要があると考えております。特に、今回活躍していただいた選手の皆さん、そして、これから活躍が期待される次世代の選手の皆さんをしっかりと支えていくことが重要であり、佐賀から世界に挑戦するトップアスリートを育成するSSP構想が、確実に選手の将来を支える仕組みとして確立していくことを強く望むところであります。

また、今議会では、SSP構想推進条例制定についての検討状況の報告があつており、その中でスポーツビジネスの推進についても明記をされると伺っております。

条例の制定を契機としまして、県内でスポーツビジネスが発展をして、県内

アスリートにとって大きな追い風となることを期待いたします。

しかしながら、スポーツがビジネスとつながり、そこで得られた収益がアスリートに還元される好循環を生み出している世界の潮流に比べまして、日本ではスポーツビジネスイコールプロスポーツと思っている方が多く、そもそも何がスポーツビジネスに当たるのかを正しく理解できている人は少ないのではないかと思っております。

そうした中で、県内の和菓子店がアスリートの声を基に、あんどによる補食を商品化するなどの、県民にとってスポーツビジネスをイメージしやすい好事例が出てきたと伺いました。先日、その和菓子店に私伺いまして購入をさせていただきました。(実物を示す)このようにパッケージされたものであって、実際食べてみました。味はもちろんおいしんですけども、やはり保存も利くし、特に海外とか全国で試合を経験されている方にとっては非常に使いやすいアイテムというか、すばらしい栄養補給食というんですかね、こういったものがどんどん出てくればなと思ったところです。こしあんと粒あんともう一種類あると伺っておりますけれども、ぜひこういった商品が普及していけば、特にアスリートの皆さんに広く普及していけばなと期待をしたところであります。そこで、今回の私のまず最初の質問となりますけれども、二月議会一般質問でもお聞きいたしました、佐賀県がスポーツビジネスの振興に取り組む意義について、いま一度確認をさせていただきます。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進グループ推進監Ⅱ県がスポーツビジネスの振興に取り組む意義についてお答えいたします。

世界では、健康産業や食品産業、ICT産業、ツーリズムやエンタメ産業など、様々な産業がスポーツを活用して新しいサービスや商品を生み出し、その収益がさらなるスポーツの振興につながる好循環を創出しています。

ただ、残念ながら、こうしたスポーツとビジネスの距離は日本ではまだ遠い

のが実情でございます。スポーツは人々の共感を得やすいコンテンツであり、だからこそビジネスと結びつきやすく、広がりもあると考えております。県内にはサガン鳥栖、久光スプリングス、佐賀バルーンナーズなどのプロチーム、また、多目的アリーナであるSAGAアリーナなど、スポーツビジネスと結びつく可能性のあるスポーツ資源が豊富にございます。

SSP構想を掲げる佐賀県が、スポーツビジネスの振興に取り組むことによつて、県内企業によるスポーツを活用した新たなサービス、商品は、県内だけでなく国内、さらには海外も視野に入れた事業展開が可能でございます。そして、そこにはアスリートが関わる余地も大きく、アスリートが引退後にビジネスで活躍できる環境づくりにつながります。そして、その広がりにはスポーツビジネスによる収益となり、次世代の育成に還元されるものと考えております。これは、SSP構想が目指すアスリートがスポーツで食べていける社会、スポーツを生かしたビジネスシーンが広がる社会につながるものでございまして、ここに県がスポーツビジネスの振興に取り組む意義があると考えております。以上です。

○木村委員ⅡSSP構想の完成を目指す佐賀県が、しっかりこのスポーツビジネスに取り組んでいく意義というものの深さを再認識させていただきました。県民とスポーツとの関わり方については五つ示しておられます。その中で、稼ぐというところがスポーツ文化の裾野を広げていく重要なキーワードとなると私は思っております。繰り返しになりますが、全国的にまだなじみが薄い分野でありますし、他県でもなかなか取組事例が少ないという中で、試行錯誤を繰り返しながら取組を進めてこられていると思っております。

そこで、昨年度はどのような取組を行ってこられたか伺いたします。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進グループ推進監Ⅱ昨年度の取組についてお答えいたします。

昨年度は大きく三点の取組を開始いたしました。一点目は、県内のスポーツ資源と企業とのマッチング、二点目は、県によるスポーツビジネスの実験、三点目は、県内事業者への周知でございます。

一点目の県内のスポーツ資源と企業とのマッチングでは、スポーツ庁の事業を活用し、久光スプリングス、佐賀ブルーナース、佐賀県山岳・スポーツクライミング連盟の三団体がそれぞれ民間企業と新たに事業に着手されました。

二点目の県によるスポーツビジネスの実験といたしましては、SAGAアリーナのプレミアムフロアを活用して、女子バレーボール日本代表の紅白戦の際に、スポーツホスピタリティーの実証事業を実施いたしました。

三点目の県内事業者への周知といたしましては、県内の事例紹介を中心に、SSPスポーツビジネスシンポジウムを開催し、スポーツビジネスに対する機運醸成を行ったところです。

以上です。

○木村委員 三点御答弁をいただきました。県内企業の皆さん、そして、広く一般県民の皆さんにとつても、とにかくこのスポーツビジネスという言葉自体を知ってもらおうきっかけづくりの一年に取り組まれたんではないかなというふうに思いました。

それで、このきっかけづくりも含めましてですけれども、県としての昨年度の取組をどのように総括しておられるのかお尋ねいたします。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進グループ推進監 昨年度の取組の成果についてお答えいたします。

委員おっしゃいましたように、全体的にスポーツビジネスの事例が少ない中で、県内で三つの事業者が具体的に事業に取り組むことができたことは大きな前進と考えております。

また、シンポジウムで県内における具体的な事例を報告できたことで、参加

した県内の事業者の方々がスポーツビジネスをより身近に感じるきっかけとなったと考えております。

以上でございます。

○木村委員 知ってもらうきっかけづくり、スタートを切れたというような総括だったかというふうに思っております。

とにかくなじみが薄い分野で、なかなか知られていないワードを用いて事業を展開されていきますので、課題があつて当たり前だというふうに思っているんですけれども、いろいろと検討を重ねる中で、今年度はどのような取組を行われているのかお伺いいたします。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進グループ推進監 今年度の取組についてお答えいたします。

今年度も昨年度に引き続き、大きくは県内スポーツ資源と企業とのマッチング、県によるスポーツビジネスの実験、県内事業者への周知の三点について取組を実施しております。

一点目の県内のスポーツ資源と企業とのマッチングでは、今年度から新たに県内事業者のスポーツビジネスへの新規参入に向けた掘り起こしのための相談事業や、事業者のビジネスプランを磨き上げてスポーツビジネスのロールモデルを創出する伴走支援事業等を実施しております。

二点目の県によるスポーツビジネスの実験といたしまして、SAGAアリーナのプレミアムフロアで、国スポにおきまして初めてスポーツホスピタリティーの実証事業を実施いたしました。

このほか、今年の十一月から、「SSP押し活プロジェクト」と称しまして、県内店舗での飲食代金等の一部が佐賀ブルーナースや久光スプリングスのユースや中高生アスリート、女性アスリートの活動費に還元される実証事業を実施しております。

三点目の事業者への周知につきましては、来年三月になりますけれども、伴走支援事業の磨き上げのプロセス等を含めた成果報告のセミナーを開催することとしており、県内事業者にスポーツビジネスを認知していただき、広めていきたいと考えております。

以上です。

○木村委員 今、様々な御答弁をいただきました中で、「推し活プロジェクト」ですか、先ほどこちらの商品、（実物を示す）三つ買いますと、幾ら以上だったか忘れましたが、チケットを頂きました。こちらのチケットで、長い番号が書いてあって、何かサイトに登録してクーポン番号を入れるとポイントがついて、それで、先ほどおっしゃったように、プロスポーツチームとか、五つぐらいの項目にポイントを付与できるというようなことで体感をしてまいりました。なかなか入りづらくて、たどり着くまでちよつと時間を要したんですけれども、中高生アスリート部門というところがあったので、百ポイント入れさせていただきました。少しでも応援につながればというふうに思っているところですよ。

先ほど伴走支援とか相談窓口等の設置でいろいろな対応をなさっているというところでございました。実際のところ、そうした県の事業に對しまして、どのような事業者からどのような相談があつており、どのような支援をしているのかお伺いをいたします。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進グループ推進監 事業者からの相談及び支援内容についてお答えいたします。

今年度、伴走支援を行っているのは二事業者になります。

一つは、高校生の部活の指導を実際に行われている整体院を経営されている方なんですけれども、部活動をする高校生の補食が不十分なことに課題感を持たれて、補食の重要性を伝えるとともに、地元産のお米を使ったおにぎりで補

食を提供するサービスを検討されております。

もう一つは、リサイクル事業者の方ですけれども、新規事業として、シシ肉のジビエ商品を開発し、そのシシ肉の栄養素に着目され、女性アスリートに向けた販路開拓を目指されているところですよ。

十一月には、これら支援事業の中間報告会を実施いたしましたして、スポーツの指導者やスタートアップ支援団体、金融機関などの関係者三十一名の方に御参加いただきました。報告会は、参加者から具体的な助言を募る場となりまして、活発な意見交換がなされ、実現化に向けてさらに検討を進められているところですよ。

このほか、三社から相談を受け、対応しているところがございます。以上です。

○木村委員 今、主な相談事例を御答弁いただきました。

御答弁の中でスタートアップという言葉が出てまいりました。御案内のとおり、佐賀県では産業労働部においてスタートアップ企業を成長フェーズごとに支援する仕組みがあるわけですが、非常に相通ずるところがあるというふうに感じております。

そこで、相談してこられます事業者の皆様の中には、販路の拡大とか、そして、ITの活用、どうやったらうまくいくんだろうかと、そういった具体的な御相談があるケースもあるんじゃないかと思っております。ところが、スポーツ部局ではなかなかそうした対応が難しい場合もあるんじゃないかなというふうに思います。そのような場合に、他の部局や関係機関とどのように連携をしようかとされているのかお伺いいたします。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進グループ推進監 他部局等との連携についてお答えいたします。

事業者からの相談は様々ございまして、個別の課題に応じて、県の産業部局

をはじめとした関係機関とも連携しながら対応しているところでございます。

具体的には、先ほど御紹介した伴走支援事業の実施に当たりましては、どの事業者の方を支援するかという選定段階から、産業労働部やスタートアップ支援団体に参加していただき、事業者からの相談に連携して対応しているところでございます。

以上です。

○木村委員 餅は餅屋という言葉がありますとおり、ニーズにしっかりと応えられる体制があるということがスポーツビジネスの推進につながっていくと、振興につながっていくというふうに思ったところであります。

では、次の質問に入りますが、とにかく前例のない取組でございますので、たくさん課題もあるかと思えます。本年度取り組んできた課題について、どのように捉えておられるのか伺いをいたします。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進グループ推進監 現在の課題についてお答えいたします。

スポーツビジネスは大企業がやるものという認識が強く、まだまだ遠い存在として捉えられていると承知しております。

昨年度の取組によって、県内でのスポーツビジネスの事例を紹介することで、スポーツビジネスを身近なものとして捉えてもらうきっかけとはなったものの、理解が十分に進んでいるとは言えないと考えております。こうしたことから、まずは挑戦してみようと思う事業者がまだまだ少ないということが課題というふうに認識しております。

以上です。

○木村委員 Ⅱまだまだ少ないということで、私も同じ思いでございますが、勝手ながら、この佐賀県のアスリートの将来像の中に、御答弁でも少しいただきましたように、指導者としての姿だけではなくて、こうした、県が支援する

ことによって展開されるスポーツビジネスを展開していただく企業の中で、こういったアスリートの経験のあらわれる方が御活躍をいただくような時代が佐賀でも到来することを想像してしまっています。様々な課題があるとはいえ、ゼヒSSP構想の推進のためにも、このスポーツビジネスというものを県内外に定着させていきたいと期待をしております。

そこで、今後の取組についてはどのように考えておられるのか伺いをいたします。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進グループ推進監 今後の取組についてお答えいたします。

スポーツビジネスの推進に当たっては、まずは県内での成功例や挑戦してみようとする事業者を増やすことが何より重要と認識しております。このため、伴走支援のように地元の企業に寄り添い、県内で成功事例をつくるほか、県自ら民間と連携して新たな事例を考え、民間のほうへ提案していくことなどを通じて県内企業を後押ししていきたいと考えております。

こうしたことを通じまして、一つでも多くスポーツビジネスに挑戦する意欲を持つ事業者の方を増やし、県内におけるスポーツビジネスの機運をつくってまいりたいと考えております。

以上です。

○木村委員 Ⅱ今後の発展に本当に期待をしております。

先ほど御紹介いただいた「推し活プロジェクト」、どこのお店でやっているらっしゃるか私全然存じ上げないんで、もうちょっと、これは一月いっぱいまでという感じで載っているんですけども、もう少し宣伝をしていただければなと思ったところでございます。よろしく願っています。

それでは、大きな項目の二項目に移らせていただきます。二項目めは空き家対策についてであります。

人口減少が進んでいく中で、二〇五〇年における日本の単身世帯の割合は全世帯の四四・三％に達するそうであり、二〇二〇年では二千百十五万一千世帯、これが二千三百三十万一千世帯へと、三十年間で二百十五万世帯増加する見込みとなっております。また、平均世帯人員数につきましても、二〇五〇年時点で二人以上を維持できるのは佐賀県を含む十三県のみということであり、こうした変化が全国的な空き家の増加につながっていくことが指摘をされております。

本議会初日の知事の提案事項説明の中で、佐賀県は三世代同居率が高いため、二〇五〇年の単身世帯の割合は全国で五番目に低いということが紹介をされましたが、新築志向の強い県民性もあり、将来的には本県でも空き家が増え続けていく傾向が続くのではないかと懸念をいたしております。

昨今、放置された居住予定のない空き家が老朽化をし、倒壊等の危険が生じるだけではなく、闇バイトの拠点になるなど、治安上、心配されるケースも散見されてきております。そうしたことから、空き家を負の動産、負動産と言うこともあるそうですが、こうした空き家を増やさないためには、所有者の管理を明確化し、中古住宅の流通促進などの対策を行っていくことが重要だと考えております。

そこで、この項目の最初の質問ですが、本県の空き家対策の取組方針についてお伺いをいたします。どのような考え方で対策を行ってきているのかお尋ねいたします。

○山口建築住宅課長 Ⅱ 県の空き家対策の方針についてお答えいたします。

県では、住宅政策の基本計画として佐賀県住生活基本計画を策定しており、安心して住み続けられる豊かな住生活の実現を目指すことを基本理念としております。

計画では、住宅政策の方向性を示すために設定した目標の一つとして、次の

世代まで引き継ぐことができる質の高い住宅ストックの形成を掲げ、その目標を実現するための基本的な施策の一つとして、「空き家の適正管理と既存住宅の有効活用」を掲げているところでございます。

以上でございます。

○木村委員 Ⅱ 今、住生活基本計画の中での基本方針を御答弁いただきました。それでは、その方針を基に取組を進めていただいておりますが、まず、本県の現状について確認をさせていただきたいと思っております。

全国的には、昨今の人件費の高騰、そして資材価格の高騰によって、新築住宅を建てるより、中古住宅を選ぶ若い方が増えてきているというニュースを見ることがございます。

そこで、県内の新規住宅着工戸数の推移についてはどうなってきているのかお尋ねいたします。

○山口建築住宅課長 Ⅱ 県内の新設住宅着工戸数の推移についてお答えいたします。

国土交通省の建築着工統計調査によると、県内の新設住宅着工戸数のうち、持ち家の戸建て住宅の戸数は令和三年度で二千三百十六戸、令和五年度で千九百十六戸と、令和三年度から令和五年度で約一七％減少しております。

以上でございます。

○木村委員 Ⅱ ありがとうございます。持ち家住宅の着工数は減少してきているということでした。

背景についてはなかなかわかりかねておりまして、先ほども申し上げましたように物価が高騰しているということもありますし、また、家を建てる時住宅ローンを組むわけでございますけれども、金利も上がってきておりますので、少なからぬ影響があるのではないかと思っております。しかし、この減少幅がそのまま県内でも中古住宅の需要増につながっているかという点、なかなかそ

うも言えないのかなというふうに思っております。

では、次に空き家の状況についてですが、最新の住宅・土地統計調査により、次に空き家の状況については二〇二三年、賃貸・売却用及び二次的住宅を除く、いわゆる居住目的のない空き家の数は三百八十五万戸と、これは五年前より三十七万戸増加しているというふうに報道がっておりますが、県内の空き家の推移がどうなっているのかお尋ねをいたします。

○山口建築住宅課長⇨県内の空き家の推移についてお答えいたします。

令和六年九月二十五日に公表されました総務省の令和五年住宅・土地統計調査によると、県内の利用目的のない空き家の数は、平成十五年で一万三千六百戸、令和五年で二万八千三百戸と、平成十五年から令和五年の二十一年間で約二・一倍となっております。

以上でございます。

○木村委員⇨二十一年間で二・一倍という御答弁をいただきました。やはり増えていっているわけでございますけれども、単なる空き家ということだけではなくて、やはり今回問題にしておりますのは特定空家でございます。周囲に危険が及ぶほど放置された空き家のことでございますけれども、この特定空家の推移についてはどのような状況になってきているのかお尋ねをいたします。

○山口建築住宅課長⇨特定空家の推移についてお答えいたします。

県内の、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険な状態となる特定空家の数は、令和元年度末で九十六戸、令和三年度末で八十一戸、令和五年度末で百十二戸となっております。

以上でございます。

○木村委員⇨百件を超える数になってきているということであります。一部対応なさっているところもあるかもしれませんが、現在、百件を超えるケースが出てきているということでありました。

私は冒頭で、まず、県の空き家対策の基本方針を確認させていただきましたが、国におきましては「空家等対策の推進に関する特別措置法」の下、平成二十六年から取組が進んできておりますけれども、現状申し上げておりますとおり、依然として空き家は増え続けております。そうした背景もあつてか、昨年度法改正がなされておりますので、そこで改めてですけども、この法改正の趣旨についてお尋ねをいたします。

○山口建築住宅課長⇨法改正の趣旨についてお答えいたします。

平成二十七年二月に施行されました空家等対策特別措置法は、適切な管理が行われていない空き家が全国的に増加し、地域の防災、衛生、景観などに深刻な影響を及ぼしていることから、地域住民の生活環境を保全するとともに、空き家の活用を促進することを目的に制定されたものでございます。

改正前の法律は、周囲に著しい悪影響を及ぼす特定空家に対する措置を中心に制定されていたことに対し、昨年十二月に施行されました改正法は、特定空家となつてからではできる対策に限界があることから、特定空家のような危険な状態となる前に対策を強化することを目的として改正されたものでございます。

以上でございます。

○木村委員⇨法改正のポイントは、とにかく特定空家になる前の段階で防ぐ、水際で阻止していくということがあるかと思えます。とにかく、そもそもそうした空き家にしていかないということが第一歩になってくるわけでございますけれども、そのためには活用をしっかりとっていくこととか、管理者を明確にするとか、また、危ないものは除却していくという三つの取組が必要になってくるかというふうに思っております。

そこで、今三つ申し上げましたけれども、この管理という側面について焦点を当てますと、法律の改正の中で管理不全空家等という言葉が出てきていると

聞いております。この管理不全空家等の定義について、どのようになっているのかお尋ねをいたします。

○山口建築住宅課長⇨管理不全空家等の定義についてお答えいたします。

管理不全空家とは、このまま放置すれば特定空家となるおそれのある空き家のことをいいます。例えば、屋根の変形や外壁材の剝離や脱落があるもの、常態的な動物のすみつきや大量の腐敗したごみ等が敷地内に認められる空き家などが該当し、市町が実態調査に基づき認定するものになっております。

また、認定された管理不全空家は、市町が所有者に対し適切な管理を促すために必要な措置について指導、勧告をできるようになり、勧告されたものは固定資産税の住宅用地特例の解除がなされることとなります。

以上でございます。

○木村委員⇨読んで字のごとくというところはありませんけれども、管理不全な状態が続きますと、とにかく周囲に悪影響を与える厄介な存在になっていきますので、しっかり防いでいかなければなりません。

先ほど御答弁いただいたように、一部指定されてしまいますとペナルティーが科されるわけでございますけれども、一度この空き家の問題について、本委員会におられます池田委員のほうから、以前、議会質問もあっておりました。

そのときの部長答弁だったかと思えますけれども、こうした管理不全空家等の基準を県のほうで作成するという御答弁をいただいたかと思えます。その指定基準がどのようになっているのかお伺いいたします。

○山口建築住宅課長⇨管理不全空家の指定基準についてお答えします。

認定は市町が行い、県では市町の認定が円滑に進むように、令和六年十月に管理不全空家の判断の参考となる基準を作成し市町に配布したところでございます。市町は外観の目視や所有者への聞き取りを行った調査結果を基に、国のガイドラインや県が策定した基準等を参考に認定を行うこととなります。

以上でございます。

○木村委員⇨あくまでも市町が参考にできる基準というものをつくっていただいたということかと思えます。

では、そうした基準を基に、市町が実際に管理不全空家等の判断等の取組といたしますか、そういった施策を進めていっておられるわけでございますが、実際にこの基準に照らして指導、勧告まで行った事例があるのかお伺いをいたします。

○山口建築住宅課長⇨管理不全空家の認定件数についてお答えいたします。

全国では、令和六年八月一日時点で指導が千七百四十一市区町村中九十二の市区町村で千九十一件、勧告が四市区町村で二十九件となっております。佐賀県では、指導が二市で三件、勧告はゼロ件となっております。

以上でございます。

○木村委員⇨まだまだ法改正後一年たつたかたないかというところでありまして、少ないことがいいことなのかどうなのかちよつとまだ分かりませんが、現在まだ県内では二市三件で指導があるということでございます。

では、こうした空き家に至ることを減らしていくための重要なポイントとなります活用という点に移ってまいりたいと思えます。

私の住んでおります唐津市におきましても、多くの趣のある古民家などを改築してカフェを開設したり、地域住民の憩いの場として生まれ変わらせる事例が増えてきております。そうした物件との出会い方には様々なパターンがあるのだと思いますが、この空家対策特措法の改正の中で、空き家の利用拡大を支援する空家等管理活用支援法人という文言がうたつてあります。

そこで、この法人にはどのような役割が期待されているのかお伺いをいたします。

○山口建築住宅課長⇨空家等管理活用支援法人の役割についてお答えいたしま

す。

空家等管理活用支援法人は、昨年の法改正において空き家の活用を拡大するために創設された制度になります。

空家等管理活用支援法人は、市町が指定し、支援法人として指定されることで空き家の利活用の支援が行いやすい環境を整備し、空き家等の対策に取り組む市町の補完的な役割を果たすことが期待されているところでございます。

指定された法人は、「所有者・活用希望者への相談・情報提供」、「所有者からの委託に基づく空家の活用や管理」、「空家の活用又は管理に関する普及啓発」、市区町村からの委託に基づく所有者の探索」などを行うことが想定されているところでございます。

以上でございます。

○木村委員⇨実際にくだされば市町を強力にバックアップしていただけないということで、先ほどおっしゃったように、専門知識を生かして空き家の適切な管理とか有効活用について大きな手助けをしていただける存在ということで認識をさせていただきました。

同じくこの法改正の中では、空家等活用促進区域という文言もうたっておりますが、これがどのようなものなのかお尋ねいたします。

○山口建築住宅課長⇨空家等活用促進区域についてお答えいたします。

空家等活用促進区域は、空家等管理活用支援法人と同じく、空き家の活用を拡大するために創設され、市町が重点的に空き家等の活用を図る区域を指定する制度になります。

指定の対象となるのは、中心市街地や地域再生拠点など、地域の住民の生活や産業の振興などの拠点的なエリアになっているところになります。

区域の指定により、空き家を建て替える場合や空き家の用途を変更する場合に支障となっております建築基準法の規制緩和などを行うことによって、空き

家の活用を通じて、その区域における経済的、社会的な活動が促進されること
が期待されているところでございます。

以上でございます。

○木村委員⇨空き家の活用をある意味妨げてしまう規制について、市町が区域を決めたところは要件緩和がなされる、そのことによって空き家の建て替えが促されていくということが期待をされているわけでございますけれども、ここまで二点、空家等管理活用支援法人、そして、空家等活用促進区域についてお尋ねをさせていただきました。先ほども申し上げましたが、まだ法改正から一年がたつたたないかという段階でございますが、実際にこの二つについて県内で実例があるのかお伺いいたします。

○山口建築住宅課長⇨まず、空家等管理活用支援法人の指定状況についてお答えいたします。

全国では、令和六年十月四日時点で、二十六都道府県の三十三市町で四十四団体が指定されておるところでございます。県内では現在指定されている団体はありませんが、佐賀市が募集を行っているところでございます。

続きまして、空家等活用促進区域の指定状況についてお答えいたします。

全国では現在一市で一区域が指定されておりますが、県内では区域の指定はありません。

以上でございます。

○木村委員⇨佐賀市が募集中ということでございますが、まだこの制度自体がなかなか知られていないということもありますし、そういった能力を持ったところが、情報が集まってくればなというふうに思っております。また、促進区域についても、まだまだ全国的にも事例が少ない中で、今後の増加が期待されるところかなというふうに思っております。

では、利活用というところで、今度は市町の取組についてお伺いしていきたい

いと思います。

まだまだ支援法人等がない中で厳しい状況はあるかもしれませんが、市町の取組につきまして、この空き家の活用というところは主に二点あるかと思っております。

そこです、県内全ての市町で設置をされております空き家バンクの状況が現在どのようになっているのかお伺いいたします。

○山口建築住宅課長⇨空き家バンクの利用状況についてお答えいたします。

空き家バンクは、空き家を売りたい人、または貸したい人が所有する空き家の情報を市町のホームページ等に掲載し、市町を介して空き家を買いたい人などのマッチングを支援する制度でございます。

現在、県内の二十市町の全てで空き家バンク制度が実施されております。直近五年では、新規登録件数が毎年二百五十件程度、成約件数が百七十件程度となっております。

平成十九年度の運用開始から令和五年度末までに、登録が累計二千三十五件成約が累計千三百四十件となっております。令和六年四月一日時点で市町が運営する空き家バンクに掲載されている件数は三百二十四件となっております。

以上でございます。

○木村委員⇨かなり前に質問したことがありましたが、そのときはまだまだ登録数が少なく、よくここまで伸びてきたなというふうに思ったところであります。

ではもう一つ、市町単位での取組といたしまして、改修費の補助についても行っていただいております。現在、改修費補助についてはどのような状況にあるのかお伺いをいたします。

○山口建築住宅課長⇨改修費の補助の利用状況についてお答えいたします。

現在、県内十六市町で空き家の活用に対して補助が行われているところで

ございます。

具体的には、市町の空き家バンク制度を利用して購入した空き家の改修費の補助や、空き家バンクに登録された空き家を売買する際の仲介手数料の補助、空き家に残された不要物の撤去などに対する補助が実施されているところでございます。

直近三年間の平均で毎年度約七十件程度、平成十九年度から令和五年度末までの累計で五百二十六件が利用されております。

以上でございます。

○木村委員⇨ありがとうございます。毎年かなり件数があるというふうに実感をしたところでございます。

二つの取組について状況をお示しいただきましたけれども、実は幾つか新聞報道を見ますと、そのほかにも各市町の皆様でこの空き家の活用に向けた様々な取組が報道をされてきているように思っております。

そこで、市町の取組についてどのようなものがあるのかお尋ねいたします。

○山口建築住宅課長⇨市町でのその他の活用に向けた取組についてお答えいたします。

市町が行っているその他の取組の事例としまして、中古住宅の購入を検討されている方への支援としまして、見えない不具合などへの不安を解消するため雨漏れの有無や構造上の問題がないかなどを調査する既存住宅状況調査に係る費用や、専門家による修繕の必要性の判断などに係る費用への補助が一市で行われているところでございます。

また、二市では、不動産団体やNPO団体などと空き家の活用に関する協定を結んでおり、団体による相談窓口の設置や市の取組に対する専門的な助言など、協働で空き家の活用の推進に取り組んでいるところでございます。

そのほか、二市町で古民家の再利用を推進する社団法人と古民家の活用に

関する協定が結ばれているところでございます。

以上でございます。

○木村委員 御答弁の最後にありましたとおり、私も古民家再生協会さんとお話しする機会がありました。いろんなお話を聞いておりますけれども、とにかく新築志向の強い佐賀県ではあるけれども、もう少しこの日本のどうか、佐賀の住まいの文化というものを継承していくのに古民家に注目をしていただきたい。観光の面とか環境の面でも本当に有効なんですよというお話を聞いたことがございます。少しずつですけども、こういった県内の——たしか報道では有田町さんだったと思うんですけども、古民家再生協会さんと協定を結んだということでありましたので、この動きも広がっていけばなというふうに思ったところであります。

そこで、次の質問に入らせていただきますが、ここまで空き家対策に対する法改正の内容、それから、市町の取組状況についてお尋ねをしてみました。佐賀県としての取組について伺いたいと思います。

取組の主体があくまで市町でありまして、県はその取組を支援する立場にあることは十分承知しておりますけれども、これまでどのような取組を行ってこられたかお伺いいたします。

○山口建築住宅課長 県のこれまでの取組についてお答えいたします。

県では、これまで市町の空き家対策の取組が円滑に進むように、市町への技術支援や県民への普及啓発、利活用に関する取組を行ってきたところでございます。

具体的には、県、市町、弁護士会等の十一の専門家団体などから構成する佐賀県空き家対策連絡会議を設置し、定期的に開催することで、国からの情報提供のほか、市町が抱える課題や解決策、取組事例の共有などを行ってきたところでございます。

また、空き家の利活用や適切な管理を広く県民に促す取組としまして、空き家の所有者向けにパンフレットを作成し配布を行ってきたほか、新聞やホームページなどの広報媒体による普及啓発を行ってきたところでございます。

そのほか、空き家の利活用の取組としまして、空き家の売主や買主が安心して空き家の取引ができるよう、住宅の劣化や不具合などを調査する既存住宅状況調査の制度についての講習会の実施、県民への制度周知など行ってきたところでございます。

以上でございます。

○木村委員 最後はインスペクションのことかと思うんですけど、耐震化もそうですねですけど、お金がかかることに、そこに費用を投じるというのはなかなかハードルが高いことかと思っております。ただ、普及啓発をしっかりといただいていることは認識をさせていただきました。

ただ、様々な取組を、しっかりと課題を踏まえてここまでいろいろとやっていたいておりますけれども、空き家の数というのがなかなか減少していく傾向が、期待が持てる状況かという点、まだそこまでは至っていないかなというふうに思っております。

そこで、課題を踏まえまして、今後、県としてはどのように取り組んでいかれるのかお尋ねをいたします。

○山口建築住宅課長 県の今後の取組についてお答えいたします。

管理不全空家や特定空家となることを未然に防ぐためにも、空き家を適切に管理することや利活用していくことは重要なことと認識しております。

このため、これまで行ってきた取組に加え、利活用につながるさらなる取組が必要と考えているところでございます。

具体的には、ホームページのリニューアルや、新たにテレビCM、SNSなどを利用して、空き家の所有者と利活用を行う方に対し、空き家の適切な管理

を促す情報のほか、空き家の利活用を図るための中古住宅の流通促進に関する情報を発信するなど、普及啓発のツールを拡大し周知などを行っていくこととしております。

今後も、空き家に対する市町の取組が円滑に推進できるよう市町を支援するとともに、専門家団体の協力を得ながら、市町と連携し、危険な空き家の増加を抑制する取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○木村委員 SNSの役割というのは、日に日にいろんな分野で重要となつてきておりますので、先ほど若い方が中古住宅に目を向けている傾向にあるというとも言いましたけれども、佐賀県でも特にそういった方々に届くような情報発信をしていただければというふうに思います。

御答弁の中で、空家等管理活用支援法人の指定がなかなか厳しい状況にあるということも聞いておりますけれども、なかなか情報収集というのが難しいかと思いますが、いてくだされば市町の取組を大きくバックアップしていただければ頼りになる存在かと思っておりますので、こうした様々な情報収集にも努めて取り組んでいただければということをお願いし、次の質問に移らせていただきます。それでは、大きな項目の三点目であります。県管理道路における除草・防草対策について質問いたします。

除草とか防草ということがテーマで、昨年の本委員会におきましても弘川委員のほうから質問があつておりました。一部重なるところもありますけれども、私なりの視点で質問をさせていただきますというふうに思います。

私の地元には、交通量が多く、歩道はなく、毎朝伸び切った雑草を避けながら小学生が通学している県道がございます。以前、地元の土木事務所におきまして除草を行っていただきましたが、予算にも限界があり、伸びるたびに何回もできるわけではありませんので、できれば今後は地域住民で対応してもらえな

いかというのが土木事務所の回答でありました。歩道を設置する条件を満たさない箇所でもありますので、とにかく事故が起きないように何らかの対策を打たないか、現在も相談を賜っているとあります。

県が管理する道路の中には、車が縁石付近の雑草をよけて、中央線付近まで迫つて走行するところもあり、自転車やバイクの走行が重なりますと、対向車との間でかなりリスクが高まる場面が散見されるところであります。

そこで、まず最初の質問になりますけれども、県が管理をする道路における除草対策の面積とその経費が年間どの程度かかっているのかお尋ねいたします。

○江口道路安全推進室長 除草対策の面積とその経費についてお答えいたします。

道路の除草につきましては、道路を利用される方の安全と円滑な交通の確保及び沿道環境の保全を図るために、路肩やのり面などに対して行っているところです。

除草の頻度につきましては、利用状況を踏まえて年に一回から二回で、除草の時期につきましては、六月から七月と九月から十月を目安に除草を行っているところです。

除草の面積と経費につきましては、令和五年度の実績でございますけれども、県が管理します道路の総延長約千六百五十八キロのうち約千四百七十五キロ、延べ面積約二百九十万平米の除草を行っております。その経費は約九億円を使つたところでございます。

以上でございます。

○木村委員 年間約九億円はあくまでも最低ラインというところで、その都度また要望も様々あるかと思っておりますので、最低でもこれぐらい年間かかる、九億円ということございました。

では、その道路除草の考え方について確認をさせていただきたいのですが、業者委託と地元委託の両方があると認識をいたしております。その使い分けについてはどのようなようになっていくのかお尋ねいたします。

○江口道路安全推進室長⇨道路除草の委託の考え方についてお答えいたします。委員からのお話のとおり、地元自治会などを契約者とした地元の委託と業者を契約相手とした業者委託による除草を行っているところでございまして、地元委託につきましては、例えば、中山間地等の交通量が少なく比較的安全に作業できる箇所について除草作業を委託しておりまして、令和五年度は七十六団体に御協力をいただいたところでございます。

一方、業者委託につきましては、地元の方にとりまして危険を伴うなど、急な勾配や長いのり面など足場の悪い場所や、交通量が多く作業をされる方の安全や、通行者に対する安全に特に注意を要するところについて業者委託をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○木村委員⇨地元や業者に委託する場合のケースについて御答弁をいただきます。

限られた予算でございますので、景観の維持、そして、交通安全上の要請や地元のニーズになるべく沿う形でこれまで実施をしてきていただいているかと思えますけれども、近年の降雨量の増加や繁殖力の強い外来種の繁茂があったりしまして、地域から実施回数の増加を希望されることも多々あることかと思えますが、その意向に沿うことは大変厳しいと思っております。担当課の皆様も御経験されていることでしょうかけれども、時折私にも、何で雑草を放置しているんだと厳しいお叱りを受けることもございます。

そこで、確認でございますが、県管理道路における雑草対策において、どのような課題があると認識されているのかお尋ねいたします。

○江口道路安全推進室長⇨道路除草の課題についてお答えいたします。

近年の物価高騰や労働単価などの上昇により、除草コストが増加しているというのが一点でございます。また、最近の住民意識の高まりなどから除草に対する要望も多く届いており、特に市街地や住宅街、あと、通学路につきましては年に二回除草はしているところですけれども、道路の管理延長も長く、除草面積が広いことと、草の種類や成長状況が場所によって異なることから、除草の効果的な時期についても配慮する必要があると考えているところです。

あと、除草の作業環境につきましては、草刈り機による作業によって飛び石などで車両を損傷させたり、そういったのを起こさせないために防護柵の設置、これは昨日、視察のときに国道四百四十四号のところを通るときに、ちょうど有明小学校の付近で作業されていたのを見られたかどうかんですけど、そのときに草刈り機一台に対して防護される方二名程度で防護柵を持って、その後に誘導員さんが二名程度いるというふうな形で、かなり安全に配慮をしているところ。また、近年の暑さ対策ということで、作業員さんに小まめな休憩を取りながら作業をしていただかないといけないということもありまして、作業効率も低下して、日々によって大分作業量の変動するところを課題として考えているところです。

以上です。

○木村委員⇨除草コストが上がるのはその辺もあって、そして道路、私たちは造ってくださいという質問をよくするんですけども、造れば造るほどそうした管理も費用が上がっていくということに、そこは当たり前の話なんですけれども、今作業中に様々な通行車両等のリスクの高まり、様々な課題をお示しいただきました。なるべくならば、そうした除草面積が小さくなっていくことが必要ではないかなというふうに思うんですけども、先日的一般質問において、この除草面積の縮小について一層図っていききたいと部長答弁が示されておりま

した。

そこで、県としてのこれまでの取組を確認させていただきたいのですが、除草ではなくて防草ですね、道路やのり面等に対してどのように防草対策を行ってきいておられるのかお伺いいたします。

○江口道路安全推進室長 Ⅱ これまでの取組についてお答えいたします。

現在、除草を行いながら、草を生やさないという防草対策に取り組んでいるところでございまして、具体的には、道路の路肩やのり面などを防草シートとかコンクリートで覆って除草面積を抑制する対策や、舗装とコンクリートブロック、いわゆる縁石とか地先境界ブロックとの間を防草テープで覆って、草が生えにくくする対策を行っているところ です。

また、新しい道路を造る場合には、路肩や高架下なども同様に防草対策を行っているほか、山を切ったときののり面から、道路に草が覆いかぶさってこないようにモルタルの吹きつけ等を施工しているところ ござい ます。

直近の約三カ年の施工実績になりますけれども、防草シートを約六千平米、張コンクリートを約一・二万平米、防草テープを約三・七キロ施工したところ ござい ます。

以上です。

○木村委員 Ⅱ 様々な防草対策について、のり面も含めて御答弁をいただきましたが、実際やってみてのことなんですけど、効果はどのように出ていると認識しておられるのかお伺いいたします。

○江口道路安全推進室長 Ⅱ 効果についてお答えいたします。

いずれの工法につきましても、施工直後につきましても草が生えずに大変効果があったとしております。

ただ、張コンクリートにつきましては、耐久性はあるものの、目地のほうから経年で少し草が生えたりとか、あと、防草シートは風とか破れとか、そう

いったので草がところどころ生えてきたりとか、あと、防草テープについては耐久性を検証しているところではあるんですけども、どうしてもテープの横から草が生えてきたり、強い雑草についてはテープを突き破って生えたりというのを確認しております、今後とも確認をしながら対応していきたいと考えているところ です。

以上でござい ます。

○木村委員 Ⅱ やはり施工直後は効果を発揮しますけど、年を経ることに厳しくなっていくということかと思 います。

そこで、ちよつとモニターのほうを御覧いただきたいんですけども、(モニターを示す) よくある光景でござい ます。私の地元の県道でござい ますけれども、縁石付近に草がこのような状況で、もつとひどいところも県内にはたくさんあるかと思 います。

そこで、他県の事例なんですけれども、こういった路面と縁石、立ち上がり のところまで含めまして、塗装することによって防草対策をしている実例がこの写真であります。これは特殊な水性塗料を塗ることによりまして、七年間ぐ らい草の発生を抑えることができているそう であります。熊本県、長崎県などの九州各県、そして、九州以外の自治体が管理する道路、また、国が管理する道路におきましては、維持管理の縮減、労務単価の上昇や除草ボランティアの減少、それから建設業の働き手の高齢化、そして減少を踏まえまして、この工法を採用してきているそう であります。特殊な水性塗料ということで環境にも優しいと伺っておりますが、一部交通安全施設、横断歩道とか、そういったものにも活用が始まっているというふう聞いております。

もちろん施工単価がそれなりにするそう でございますが、県管理道路におきまして、例えば、地元の皆さんにお願いする場合でも、除草作業を行うに当た りましては、道路使用許可だったり、様々お示しいただいたような手間がか

かつてまいります。実際このような施工をやるとすれば、施工箇所は大変慎重に選ばなくてはなりませんし、しかしながら、こうした技術を活用することによりまして、ある程度の期間、雑草の発生を抑えることができるとするならば、管理面積の縮小につながり、十分元は取るのではないかと思っております。

そこで、こうした新技術の活用も含めまして、今後、県管理道路における防草対策にどのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

○江口道路安全推進室長 今後の取組についてお答えいたします。

道路につきましては、道路利用者の安全と円滑な交通の確保及び沿道環境の保全を図るため、路肩やのり面などの除草や防草対策を行っているところがございます。

防草対策につきましては、委員から先ほど提案がありましたものを含めまして様々な取組事例がありますので、それを参考としながら現地にて試験施工を行い、作業性、効果などを検証しながら、道路の維持管理に努めてまいりたいと思っております。

今後引き続き、施設の適切な機能維持を図るとともに、除草面積の抑制など様々な工夫を行いながら取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○木村委員 Ⅱぜひ一部通学路とか作業が厳しい、往來を止めることが厳しいようなどころを選んでいただきまして、効果を検証していただく取組が始まればと期待をしております。

私は九月の一般質問で、漏水対策のほうで質問させていただきました。通信衛星を用いた新技術活用によって経費を節減していくと、負担軽減につながっていく取組をしている自治体があるよということも質問させていただきましたが、この防草対策の分野におきましても同様の効果を目指して、いろいろとテープを貼ったりやっていたいただいていて、貼ったときはいいんだけど、なかなか

かなという固定観念を一回捨てていただいて、いろんな手法を検討していただき、コスト削減と負担軽減につながる取組をさらに研究していただきたいということをお願いいたします。私の質問を終わらせていただきます。

○弘川委員 Ⅱお疲れさまです。自由民主党の弘川貴紀です。この委員会では五度目の質問となります。提案型の質問をまたさせていただきたいと思えます。

ダムアート、「SAGA2024」、そして、公共交通の三項目について順を追っていきます。

まず、問いの1は、岩屋川内ダムのダムアート等についてであります。

今年の六月末に、日本ダム協会というのがありますが、その設立五十周年記念シンポジウムが開催されました。「治水・利水機能の向上を図り、ダム再生事業を推進するために」との表題がついており、新聞で広告特集が組まれておりまして、これは大切だということで、自身のスクラップにとじておりました。時を同じくして今年五十周年を迎えた嬉野にある岩屋川内ダムで、世界最大手の清掃機器メーカー、ケルヒヤーの協力によりゴジラの巨大なダムアートが制作され、十一月二十二日に完成いたしました。

好奇心と思い立ちを信条としている私は、翌日、早速二十三日に訪れたところ、運と縁に恵まれました。制作を終え、撤収前のケルヒヤーのスタッフに遭遇し、半時間ほど苦労話などを聞くことができました。物すごく速いキャッチボールの応酬でした。ゴジラのデザインを担当された方に伺うと、ダムアートは花柄などを行っていたが、キャラクターアートは初の試みで、デザインを忠実に再現するために、測量チームがダム壁面に縁取りとなるポイントをマーキングするのであるが、通常の五倍の労力が必要であったと言われていました。また、作業の様子の写真を何枚も何枚も見せていただきましたが、命がけの社会貢献活動と全く新しいアート活動だとうかがい知ることができました。

このような作業も、海外では閑散とした中で黙々と寂しく行ってきたけれど

も、今回は作業が進むにつれてどんどん見学者が増え、作業にも張り合いがありましたとも話されていました。

この日は他県からの来場者も数多く来られていて、ダムアートがなかったらダムのたもとまではなかなか立ち入ることはないと思います。この際、ダムの役割に興味を持っていたらよくいきつかけになるのではと感じた次第です。時間的な観光資源ではありませんが、地域振興にも大いに寄与するものであり、ゼロから一をつくり上げたすばらしい取組と私は感じています。

五十周年記念イベントやダムアートの経緯、ダムカード、今後の対応について、リズムテンがよく伺ってまいりたいと思います。

まず、完成に先立ち、十一月十五日、十六日に岩屋川内ダムで実施された五十周年記念イベントの目的からお願いたします。

○山浦城原川ダム等対策室長Ⅱイベントの目的についてお答えいたします。

県営ダムでは、ダム建設の経緯やダムの役割、これまで地域のために役立ってきた実績などを広く一般の方々に御理解していただくこと、岩屋川内ダムとダム建設に御協力をいただきました地域の皆様への感謝の気持ちを表すことを目的として開催しております。このイベントは完成から十年ごとに行っているものでございます。

今年には五十周年を迎えました嬉野市の岩屋川内ダムと四十周年を迎えました唐津市の平木場ダムにおきまして、周年イベントを開催したところでございます。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱ役割、実績、そして、感謝の気持ちを十年ごとに行っているということでした。

それでは、そのイベントの内容はどのようなものだったのかをお尋ねいたします。

○山浦城原川ダム等対策室長Ⅱ岩屋川内ダムで実施したイベントの内容についてお答えいたします。

岩屋川内ダムのイベントは、十一月十五日と十六日に実施いたしました。十一月十五日は地元の轟小学校の五、六年生、約六十名を対象といたしました。ダムの見学会を開催いたしました。翌十六日は一般の方を対象としたダムイベントを実施いたしました。

周年記念イベントの内容でございますが、操作室ではダム管理事務所の職員によるダムの役割やダム操作などについての説明、また、ふだんは入ることができないダム内部の監査廊の見学、ダム内部壁面への絵描き、利水放流管を利用した観光放流、そして、ケルヒヤーが制作中のゴジラダムアートの見学、五十周年記念ゴジラダムカードの配布を行ったものでございます。

監査廊内におきましては、見学のルートにダムについての理解を深めていただくための岩屋川内ダムが造られた理由やダムの役割、機能、必要性などを分かりやすく解説するパネルも設置し、見学いただいております。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱ十五日には小学五、六年生、約六十名による見学会、十六日には記念イベント、これは恐らくにぎわったと思います。

私も足を運んだところ、パネルがきれいに四枚、五枚ほどありまして、ダムの役割、機能であったり、これがどうやって造られたかという分かりやすいパネルも展示してありました。

続いては、イベント開催に当たったの地元の協力はどのような体制であったのか伺います。

○山浦城原川ダム等対策室長Ⅱイベント開催時の地元との連携についてお答えいたします。

周年記念イベントの開催に当たりましては、まず地域の行事との重複を避け

るため、地元の区長さんに開催の日程について相談を行っております。また、開催日の決定以降は、イベントを周知するために嬉野市の市報への掲載や地区へのチラシの配布などを嬉野市に御協力いただいております。

また、十一月十六日のイベント当日には、ダム周辺の駐車場が限られておりますことから、嬉野市に相談をし、うれしの茶交流館「チャオシル」と市役所の東側の駐車場を御提供いただいております。

駐車場として利用させていただきました「チャオシル」では、「チャオシル」主催の缶バッジの抽せん会を行っていただきました。また、県立嬉野高校の生徒による「うれしの茶」のおもてなしなども実施していただき、イベントを支え、盛り上げていただきました。

以上でございます。

○弘川委員「たくさんさんの地元の協力を仰いでいただいて盛り上がったと思います。

次は、この経緯についてですが、私もすごくこれは興味深く、どういう経緯でダムアートが行われたかということで、この岩屋川内ダムでダムアートを思いつかれた経緯、きっかけについて教えてください。

○山浦城原川ダム等対策室長「岩屋川内ダムでダムアートを思いついたきっかけについてお答えいたします。

委員からも御紹介がありました。岩屋川内ダムでは今年、完成五十周年の節目を迎えました。このため、年度当初より、ダムへの感謝や役割などを知っていただくための記念イベントの開催を予定しておりました。

イベントの実施に当たりましては、県の若手職員で構成し県土整備部のハード、ソフト施策に関するアイデアを検討いたします。県土整備部活用検討タスクチーム、「県土KIZUKI」へアイデア検討を依頼いたしました。これまでにない斬新なイベントができないか、模索がここで始まりました。

模索する中で、ケルヒヤーが世界的に実施しているダムアートプロジェクトの取組を知り、今年度のイベントはダムアートで進められないか、「県土KIZUKI」で検討を開始いたしました。

同時期に、「サガプライズ！」のほうから「ゴジラ対サガ」企画連携の打診が県土整備部にございました。ダムアートとゴジラの組み合わせは多くの方から注目を浴びるのではないかと思い、庁内調整を開始したのがきっかけでございます。

以上でございます。

○弘川委員「ありがとうございます。大変よく分かりました。若手のチームでアイデアを募って、そこで斬新な企画ということでダムアートにたどり着いて、その後、「ゴジラ対サガ」に乗っかってということだったと思います。

これは世界でも例がないと思いますけれども、どのようにしてケルヒヤーからダムアート制作の協力を得たのかお尋ねいたします。

○山浦城原川ダム等対策室長「ケルヒヤーからダムアートの協力を得た経緯についてお答えいたします。

ダムアートとゴジラのコラボについて、庁内の調整を進めておりました。その際に、ダムアートの制作実績がある高圧洗浄機メーカーでありますケルヒヤージャパンへオファーを行うことといたしました。

時期といたしましては今年の七月頃となりますが、先ほどのKIZUKIチームの県土整備部の若手職員からケルヒヤージャパンの代表電話へ、ダムアートのことについてまず問い合わせを行いました。そうしましたところ、ケルヒヤーからは、現在はダムアートは行っていないとして一旦は断られております。

しかし、是が非でもケルヒヤーと組みたいという思いから、佐賀県内の秋のイベント、バルーン大会ですとか、国スポ・全障スポの情報、嬉野温泉の概要、

ダムの情報など、佐賀県の魅力を整理して、数日後、再度依頼の電話をケルヒヤーへかけております。その際に、このような各種情報を含め、県の思いを伝えました。そうしたところ、県の若手職員の熱意が先方に伝わりまして、同日のうちに県とケルヒヤーの担当部署とのオンライン会議が開催されました。これが開催されたことによりまして、ケルヒヤージャパン内部で調整が開始されたものです。

その後は、ケルヒヤージャパンでは岩屋川内ダムでのダムアート実現に向けた検討やドイツ本社との調整が行われまして、八月にはドイツ本社も全面協力の上、ダムアートを制作することが決定したものでございます。

以上でございます。

○弘川委員 一旦は断られて、佐賀県の魅力とか、その熱意をもう一度チャレンジしたところが本当にすばらしいなと思いました。その熱意で、すぐオンライン会議、ドイツの本社も了解を得たということの実現にこぎ着けたということでありました。いきさつ、経緯、情熱、熱意、そこら辺は本当にすばらしいと思います。

冒頭で私、紹介したんですけれども、ケルヒヤーのゴジラのデザインを担当した方と三十分以上お話をさせていただきました。現場の苦労話ですね、命綱を張って、ゴジラの絵を放映して、二千五百力所ぐらいにマーカーですかね、黄色のマーカーをしていって、無線でもう少し上とか、もう少し下とか、本当に正確なマーカーを打っていって、それに高圧洗浄機できちっと汚れを取ってあの絵にしたらしいんですけれども、その苦労話とか張り合い、今回は完成前にそういう披露会とか記念イベントがあつて、制作過程を見てくださいという前の準備期間があつたので、それからどんどんお客さんが見に来られて、張り合いができたとお聞きいたしましたけれども、ダムアートの完成に至るまで、県側にも工夫や苦労があつたとお察しいたしますけれども、その点はいかがで

しょうか。

○山浦城原川ダム等対策室長 Ⅱダムアートの完成に至るまでの県側の苦労ですとか工夫について御答弁いたします。

八月にダムアートの制作が決定いたしました。その後、「サガプライズ！」におきましてコラボ先である東宝との交渉、調整を行いまして、十月の末には佐賀県とケルヒヤーによる共同プロジェクト「ゴジライン佐賀 ダムアートプロジェクト Power by ケルヒヤー」が発足いたしました。現地では十一月四日から制作準備に着手し、十一月二十二日に岩屋川内ダムをキャンバスにした壮大なダムアートが完成したものでございます。

ダムアートの作成に当たりましては、ケルヒヤーからの提案もございまして、十一月十六日の周年記念イベントの開催時にダムアートが完成しているのではなく、どのようにしてダムアートが制作されるのかや、そのときしか見られないダイナミックで繊細な制作作業の様子などを周年記念イベントのときに来場者に見ていただくこと等を考え、作業日程を調整するなどの工夫を行いました。また、ダムアートの制作は、準備から完成まで通常一年ほど要すると言われておりますけれども、今回は四カ月という短期間で完成させ、周年記念イベントを成功に導かなければならないということであつたため、プロジェクトの発足前から、担当する職員たちはケルヒヤーや東宝など多方面にわたる関係機関と入念な調整を重ねるなど労を惜しまず対応いたしました。ダムアートが完成したものでございます。

以上でございます。

○弘川委員 Ⅱありがとうございます。本当に工夫や苦労をうかがい知ることができました。

今、旅行とか観光とかというのは、旅前で楽しんで、旅中で楽しんで、旅の後を楽しむという、やっぱりそういうのが大事だと思います。このダムアート

も、完成する前の制作段階から見せて、完成して、今度、今からしばらく見れますので、そういうストーリー性が得られたという部分では非常にいい試みだったと思います。

費用について一点お尋ねをします。このダムアートの費用と使い道について教えてください。

○山浦城原川ダム等対策室長Ⅱダムアートの費用と使い道についてお答えいたします。

ダムアートの費用につきましては、ダムアートを効果的に見せるためにはどのような構図がよいか、例えば、ゴジラの向きをどうするかですとか、何体描くですとか、そういった内容を検討したり、関係機関であります東宝との調整に係る事前調査業務を二百二十万円で委託しております。

なお、ケルヒヤーは自社の文化支援事業としてダムアートを制作されておりました、この事前調査費用以外は、制作費用はもちろんのこと、完成PRイベントの実施費用も全てケルヒヤーに負担いただいているところでございます。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱ事前調査に二百二十万円使ったと、ゴジラの構図とか、それ以外は全て文化支援事業でケルヒヤーが出したということですから、私の予想で申し訳ないですけども、この事前調査の二百二十万円の恐らく十倍ほどの金額が、以上の金額がケルヒヤーの文化支援事業で賄ったということは本当にすばらしいことだと思います。

それと、恐らくダムカードも作られたと思いますけれども、ダムカードとはどういうものかをお示しくください。

○山浦城原川ダム等対策室長Ⅱダムカードについてお答えいたします。

ダムカードとは、名刺より一回り大きいサイズでございます。表面にはダムの写真、裏面にはダムの形状や高さ、貯水の容量、完成年度など、ダムの情

報を記載したものでございます。これはダムのことをより知ってもらうために配布しているものでございます。

県土整備部では十三カ所の県営ダムを管理しておりますが、それぞれのダムでダムカードを作成しております。実際にダムに来ていただいた方に配布しているところでございます。

また、周年を迎えたダムでは、それを記念し、特別なダムカードを作成し配布しているところでございます。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱありがとうございます。

ダムカード、私も日本全国のダムのカードをいろいろ調べてみました。そもそも二〇〇七年から配布されているようです。現在、ダムマイスターで、気象予報士でもある三橋さんという女性の方ですが、国交省にいた頃に、一ダムのファンの方が、ダムに行かないともらえないカードがあったらいいという声を受けて配布が始まったらしいです。それがじわじわと広がりを見せて、ダムカードをきっかけにダムに関心の人が増えた人がダムを訪れてくれるようになったとも言われておりました。今ではダムファンとダム管理職員をつなぐ貴重なツールとなっております。

この周年記念イベントで見学者に配布されたゴジラのダムカードはどのようなものかをお尋ねします。

○山浦城原川ダム等対策室長Ⅱ周年記念イベントで配布したゴジラのダムカードについてお答えいたします。

配布したダムカードは「五十周年記念ダムカード『ゴジラ対サガ』ver.1」としておりました。岩谷川内ダムの五十周年とゴジラのコラボを記念し発行しております。表面には、ダムの写真の傍らにゴジラの姿と五十周年のエンブレムを配置したカードでございます。

このダムカードでございますが、千五百枚の数量限定で作成いたしましたので、ダム周年イベントを開始いたしました十一月十六日から配布を開始いたしました。

午後零時二分 休憩

ます。

このゴジラダムカードは非常に御好評をいただきまして、配布開始から五日目の十一月二十日で配布が終了となりました。

以上でございます。

○弘川委員⇨千五百枚限定で配られて、五日で配布完了、これはすばらしいですよね。

私はこういうダムカードというのは、現場に行つて限定で配布されるものですので、限定発売、限定配布というのがすごく意味があると考えますけれども、今回、五日で配布終了といいますからね、もつともつと、今からもダムに行かれる方もいらつしやるでしょうから、このダムカードというのが、佐賀から一気に広がりを見せて、さらに認知度が大きく向上するんじゃないかなと思うんですけれども、追加配布の考えはあるのでしょうか、ないんでしょうか、よろしくお願ひします。

○山浦城原川ダム等対策室長⇨ゴジラダムカードの追加配布についてお尋ねでした。

先ほど委員からも御紹介がありました千五百枚の配布が終わった後も、やはりゴジラのダムカードはもうないのかですとか、カードはもらえないのかという声をたくさんいただいております。

このため、来場者からの多くの声も踏まえまして、今回は完成したダムアートを生かしたゴジラダムカードについて、コラボ先とも調整を進めておりまして、今後配布ができるように検討しているところでございます。

以上です。

○青木委員長⇨暫時休憩いたします。十三時五分をめどに委員会を再開いたし

午後一時五分 開議

○青木委員長Ⅱ委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○弘川委員Ⅱ続いて、ダムアートの効果に移りたいと思います。

完成翌日に私が訪れたときは、一時間ぐらいいしかなかったんですけども、恐らく百人を超えていたと思います。

来場者数は昨日までにどれくらいになっているのかをお尋ねいたします。

○山浦城原川ダム等対策室長Ⅱダムアートを鑑賞する来場者数についてお答えいたします。

来場者数につきましては、ダム直下の見学スペースにおいて調査をしております。

来場者の傾向ですけれども、平日は多い日で約六百人、土日では多い日で約千二百人の方に訪れていただいております。

昨日、十二月十日までの来場者数でございますが、ダム見学会を開始した十一月十五日からの二十六日間で、延べ一人を超えられた方が岩屋川内ダムを訪れていただいております。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱ一月もたたないうちに一人を超えたということでした。

私も平日がどのくらいのかというところで十一月二十三日に行つて、さらに翌週の平日に伺いました。それで、そのときに、ダム直下、たもとですよね、水が出るところで来場者をカウントされておりましたけれども、一番上ですよね、水がたまつているところを見られるダムの一番上部のほうにもかなりの方がいらつしやうって、それでダム管理事務所のほうから、上から見るとかなり相当数の方がいらつしやうっております。だから、たもとでの集計ですから、上での来場者は計算に入れていないということなので、私は一・五倍ぐら

いは恐らく来られているのではないかなと思います。

続いて、ダムマニアや、このアートを一目見ようとする来場者はどこから来られているのかお尋ねいたします。

○山浦城原川ダム等対策室長Ⅱ来場者がどこから来られているかということについてお答えいたします。

十一月十六日の周年イベントの開催時に来場者へアンケートを実施しております。その結果によりますと、回答数が五百八十九名ございまして、県内から来られた方が四百四十四名で約七六％、県外から来られた方は百二十九名で約二四％となっております。

また、イベントが終了した後につきましては、十一月二十日までの限られた期間ではございますけれども、ゴジラダムカードを配布した方々に来られた地域について伺っております。その結果によりますと、御回答いただきました八百四十三人のうち、県外から来られた方は六百二十八人で約七五％、県外から来られた方は二百十五人で約二五％となっております。イベント開催時とほぼ同じ結果となっております。その内訳でございますけれども、県外は福岡県が一番多く百六十二人で一九％、続きまして、長崎県で百四十三人で一七％と、近県が多くなっております。また遠くは、東京都から四人、神奈川県から四人など、関東方面からも来ていただいております。

それ以降ですけれども、私が十二月八日に一日、現場で来場者対応を上の方でしておりますけれども、その際に車のナンバーを見て、これは正確に数えたわけではございませんけれども、私の感覚では県内のナンバーが半数以下ぐらいで、それ以外は福岡県の福岡ですとか、北九州、筑豊、久留米、長崎県の長崎、佐世保、熊本県などの近県がやはり多かったように思います。遠くにつきましては広島県ですとか山口県などがありまして、遠方からも来ていただいております。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱありがとうございます。大体アンケート等によりますと、県内が四分の三で県外が四分の一ぐらいの割合だと。私も二度ほど行かせていただきまして、バイクのツーリングなんかも意外と多くて、熊本、長崎、福岡ナンバーがかなり相当数いらっしゃいました。

伊万里市の町なかに立花町というところがあるんですけども、九日の月曜日に区長会がありまして、ちよつと挨拶しに來いということで行かせていただいたら、今月中に区長会で嬉野に研修旅行に行くんだけど、ダムをしつかり見学してくると。意外と県内の人も認知度が上がって、これからますます多くなると思われます。

それでは、来場者の感想や意見はどのようなものがあるのかお尋ねいたします。

○山浦城原川ダム等対策室長Ⅱ来場者の意見についてお答えいたします。

十一月十六日の周年記念イベントの開催時に、こちらも来場者へアンケートを実施してございます。

アンケートの質問項目は、「年齢」、「お住まい」、「来場のきっかけ」、「来場の理由」、「満足度」、「良かった見学内容」、「スタッフの対応」、「その他の意見・感想」の八項目で実施してございます。

そのうち「来場のきっかけ」につきましては、回答数六百六十八人のうち、「知人」が百四十七人で二二%、「SNS」が百四十一人で二一%、「テレビ」が百二十人で約一八%、「ホームページ」が百十四人で約一七%となっております。そのほかに、「チラシ」四十人、「ラジオ」十五人、「新聞」十二人の順となっております。

近年は多くの方がスマホでニュースやコンテンツを見るようになっておりまして、ウェブやSNSなどによる情報の広がりや反映した結果となっております。

の思っております。

「良かった見学内容」につきましては、複数回答としておりますが、延べ回答数千四百四十一人のうち、「ダムアート」を選んだ方が四百五十三人で最も多く、「ダム記念カード配布」、「ダム内部壁面へのお絵描き」、「ダム内部見学」が約二百五十人程度と同数で続く結果となっております。

「満足度」につきましては、回答数五百八十八人のうち、「大満足」が三百六十人、「満足」が百八十八人で、合わせて五百四十八人、約九三%であり、ほとんどの方に満足いただいた結果となっております。

「その他の意見・感想」では、回答数三百四十人のうち、「イベント及びスタッフへの感謝、労い、激励」が百六十七人で最も多く、「ダムの魅力、迫力、効果、働き、しくみを知れてよかった」などの意見がございました。

私が同じく十二月八日に現場で聞いたものとしては、ダムアートはすばらしかった、ダムアートがなければ岩屋川内ダムに來ることがなかったという声や、おばあちゃまと一緒に來た小学生からは、このダムは何のためにあるのかなどのダムの役割を尋ねる質問もいただきました。

このように来場者の結果から、今回の周年イベントは岩屋川内ダムのPRと理解促進につながっているものと考えております。

ダム来場者の声ではございませんけれども、十二月八日の対応の後、ダム近くの豆腐店に立ち寄りまして、買物をした後でお店の方にお話を伺いました。そうすると、最近ではダムアートを見学に來た帰りに豆腐を買っていただく方ですとか、食事をしていただく方が増えているということで、嬉野市を訪れる方が増えているという地域の声も伺っております。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱ丁寧ありがとうございます。アンケートの集計も大変な作業だったと思われましても、本当に満足されて帰られている。それで、嬉野

市にも経済波及効果も随分上がっているということでありました。私も二度ほど行きましたけれども、一度は豆腐を食べて帰りました。

今、ウェブとかSNS、テレビ、ラジオ、新聞ということをやっていたいただきましたけれども、メディアの反応はいかがでしょう。

○山浦城原川ダム等対策室長 Ⅱメディアの反応についてお答えいたします。

現時点で我々が把握している範囲でございますけれども、フジテレビの「めざましテレビ」やTBSの「ひるおび」など、全国放送のニュースで五番組放映されております。また、地方局ではサガテレビの「かちかちLIVE」、FBS福岡放送の「めんたいワイド」などのほか、多くの地方局番組で現在取り上げられております。

また、SNSにもアップされておまして、表示回数が国内のもので四百万回を超えているものや、海外でも四十万回を超えているものがございます。国内のみならず、海外でも多くの関心が寄せられていることがうかがえると思います。

SNSにアップされている反応を一部御紹介いたしますと、最近の佐賀は頑張ってるよね、ダムアートは圧巻だった、限定ダムカードももらって満足した、わくわくが止まりません、子供たちにも見せてあげたいですなどの書き込みがなされております。

以上です。

○弘川委員 Ⅱありがとうございます。私も「めざましテレビ」と「ひるおび」、見させていただきました。東京のキー局及び九州の福岡とか、そういうところで取り上げていただいて、本当に佐賀がすごいとか、そういうところで認知度向上にも随分貢献していることと思います。

それでは、今後の対応について、今回は岩屋川内ダムのことを知ってもらって非常にいい取組になったと思います。

今後、ダムのPRに向けてどのような仕掛けをするのかお尋ねします。

○山浦城原川ダム等対策室長 Ⅱ今後の対応についてお答えいたします。

県営の十三ダムでは、一番最初に造りました有田ダムは昭和三十六年の完成で六十三年が経過してございます。最も新しい井手口川ダムは平成二十四年の完成で、こちらも十二年の年数を超えております。完成後は農業用水や水道用水などの利水の供給や、大雨の際に、県民の安全・安心のための治水の役割を日々果たしております。

今後、施設がきちんと機能するよう、維持管理を適切に実施しますとともに、今回は岩屋川内ダムでゴジラとのコラボにより、多くの方にダムへお越しいただきました。この経験も生かしながら、次は令和八年度に竜門ダムが五十年を迎えます。今後も周年記念イベントなどを通じて多くの方が楽しみながらダムへの理解を深めていただけますよう、それぞれのダムにふさわしいPRなどについて引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○弘川委員 Ⅱありがとうございます。

先ほど冒頭に紹介したパネルです。あれにはダムの設備と大きな働きとということで、設備の点検や維持管理の大切さがありました。それと、洪水を防ぐダムの仕組みもありまして、「岩屋川内ダムを比べてみよう」というパネルもありまして、恐らく小学生は四年生ぐらいでダムの仕組みとか、五年生、六年生でダムの機能とか、そういうところを勉強するんですけども、さかみどりの森球場のグラウンドが十個分入るとか、二十五メートルプールの八千三百杯分、二百五十万立方メートル、ダムのコンクリート量は、四・五トンのミキサー車二万八千八百台分というパネルがありました。私が行ったときも、小学生がじっとそこを見て、やっぱり五感を刺激して、そういうパネルを文字化して頭に入れて、恐らくずっと永遠にアートをみて、勉強もできてということ

で記憶に残るような感じになっておりました。

ダムのもとに来ていただく絶好のチャンスとなりました。ダムの役割を知ってもらうチャンスでもありますし、ダム建設の有効性や必要性を丁寧に説明することで、地域や社会からの支持を得ることも大切だと思います。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

この委員会の所管でもあるＩＣカード利用エリア拡大記念キャンペーンでも、「ゴジラ対サガ」プロジェクトの内容でＩＣカードをやられているとお聞きしましたけれども、これを岩橋交通政策課長にお尋ねします。

○岩橋交通政策課長ⅡＩＣカード利用エリア拡大記念キャンペーンについてお答えいたします。

この事業は、鉄道の利用促進を目的としておりまして、今年十月に佐賀駅から佐世保駅までＩＣカードが利用可能になったことを記念しまして、このエリアに鉄道でお越しいただく機会を創出したものでございます。

また、「ゴジラ対サガ」プロジェクトは、先ほどより御質問ございました岩屋川内ダムのダムアートをはじめ、県内の観光地をスポットとしたスタンプラリーなど県内全域に展開しております。駅でゴジラとのコラボキャンペーンを行うことで、鉄道やバスなどの公共交通機関の利用促進につなげる相乗効果も期待しているところでございます。

次に、実施内容についてですが、本キャンペーンの開催場所は、江北駅、武雄温泉駅、有田駅の三駅となっております。江北駅には「ゴジラ対サガ」の顔出しパネルを、武雄温泉駅には迫力あるゴジラのトリックアート、有田駅にはゴジラの足跡ラッピングをそれぞれ設置しております。

また、この三駅には本キャンペーンの専用端末を設置しており、この端末にＩＣカードをタッチすることで、ゴジラコラボグッズ等が当たるプレゼント企画に参加できるほか、先着でコラボステッカーをもらうことができる内容と

なっております。開催期間は今年の十一月二十七日から来年の一月二十六日までを予定しております。

今後の取組についてですが、ＩＣカードは路線バスでも普及が進んでおり、鉄道やバスなどの交通ネットワークで円滑な移動ができる大変便利なものとなっております。県では、今回のＩＣカードの利用エリア拡大のほかにも、唐津線・筑肥線でのロマ佐賀列車の運行や、昨日御視察いただきました多良駅西側の新たな出入口整備など、鉄道の利便性向上や利用促進に取り組んでいるところでございます。

県としては、引き続きこうした取組に加え、さらなるＩＣカードの利用エリア拡大など、ＪＲ九州や沿線市町と一緒に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上になります。

○弘川委員Ⅱ丁寧ありがとうございます。内容と三つの駅、私も見学、視察に行かせていただきました。江北駅の顔出し、そして、何よりも武雄温泉駅の大きいトリックアートですかね、あれが迫力満点で大変よかったです。三駅ともコラボステッカーはまだ少し余裕があるみたいですので、ぜひこれも売り切れるまでしっかりと頑張ってほしいと思います。

それでは問いの二番目、「SAGA2024」国スポ・全障スポについて入っていきます。

国体の儀式化やマンネリズムという足かせを見事に外した「SAGA2024」は大成功だったと私は思っています。この大会が寄与したものの、貢献したものの、大会の恩恵を中心に、もっと多くの方に知っていただきたいと考え、問いを立てました。

ハード部分では、施設や様々なインフラ整備は今後受け継がれていきますが、何よりも県内外から五十九万人が集まったこと、この経済効果は計り知れない

ものがあると思います。経済波及効果についてもこの委員会で質疑をさせていただきたかったのですが、鋭意分析中とのことでしたので、年明けの発表を待ちたいと思います。

大切な視点は、有形無形のソフト部分ではなからうかと私は思っており、イベントを通じて培われたノウハウをはじめ、スポーツに対する関心の高まりにより生活の一部になったこと、好奇心を持って思い立って足を運んだ方々も多かったと感じます。

スポーツの力は人それぞれにあると思いますが、例えて言うなら、佐賀県民の内側の奥に秘められた親切心と明るさを引き出したのではないか。一人で千歩、万歩ではなく、八十万人がそろって一歩踏み出したという印象を受けました。この意識変化を今後に生かし、つなげていくことが何よりも大切であります。

そこで、改めてとなりますが、「SAGA2024」の新しいチャレンジした取組について、まずお伺いいたします。

○瀬戸SAGA2024企画広報チームリーダーⅡ「SAGA2024」の新しい取組についてお答えいたします。

「SAGA2024」は、スポーツの持つ本質的な価値を追求しました、これまでとは全く違う新しい大会でございます。自由さ、楽しさ、多様性など、スポーツが持つチカラを信じて県民みんなで、失敗を恐れずに挑戦いたしました。

具体的には、例えば、自由な選手団入場や、会場も一体となって楽しめるパフォーマンスや音楽に彩られた式典ですとか、仕事や学校帰りでも楽しめるナイトゲーム、それから、実況や解説も取り入れました全競技・全試合の動画配信、あるいは、選手はもちろんですが、全障スポでの伴走者等も含めましたメダルの授与、それと、「The Good Player of SAGA2

024」と銘打ちましたが、選手個人の活躍をたたえる表彰、そして、選手の活躍を後押しします、大きなブルーメガホンあたりをを使いまして「GOGO SAGA」というような観客そろっての応援、こういう盛り上げということでございます。

このように数々の新しい取組にチャレンジしながら、県民の皆様と一緒につくり上げた大会となりました。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱありがとうございます。本当に今おっしゃっていたことが一つ一つの場面で光り輝いて、本当にいい大会になったと思います。

四日前の新聞で、益子直美さんの対談記事が載っていました。少し紹介しますと、佐賀スポーツ新時代の幕開けとして、選手も観客も楽しそうであらやましかった、一石どころか五石ぐらいを投じたのではないか、大人も楽しんでいんだよという姿勢が画期的と伝えておりました。

このように、新しい取組を通して、県民の内面にどのように響き、どのような感情が湧き、意識の変化が生まれ始めているのかを、難しいですけどもお尋ねいたします。

○瀬戸SAGA2024企画広報チームリーダーⅡ「SAGA2024」がもたらしました人々の内面、心の中の変化についてお答えいたします。

今回の大会は全ての人が主役となりまして、お一人お一人がスポーツを「する」、「観る」、「支える」、それぞれのスタイルで楽しみながら参加いただきました、とても温かくて佐賀らしい大会となりました。

大会に参加いただいた方々からは、心に残った声が本当に数多く挙げられております。

この中から四つほど御紹介いたしますと、例えば、全障スポ選手団をサポートする大学生、サガンティアの大学生がいらっしやいますが、この方ですと、

障害者対応ができるか心配だったがアスリートとの交流で自分が変わった。あるいは、観戦していた高校生がいますけれども、応援する力は偉大、日頃、自分も見えない形で応援してもらっていたんだなど感じた。それとか、ポッチャの選手ですが、ランプオペレーターの妹たちと一緒に勝ち取った銀メダルは誇らしいと、「する」、「観る」、「支える」を実感した大会だったと。体操の選手は動画解説者からの応援コメントをアーカイブで見返して頑張る力にしたと、こういう声が多数ございます。

そして加えて、大会に触れたことをきっかけとしまして、実際に行動に出るなど、新しい一歩を踏み出した方々もたくさんいらっしゃいます。

同じく四つほど御紹介しますと、例えば、広報活動をするサガンティアの大学生さんですと、観戦するまであまり興味がなかったバスケットボールを初めて国スポで応援してから、佐賀ブルーナーズの試合を二回観戦しに行ったということですか、「IDEA2024」といまして、たくさんアイデアを県民から募集して実現するという事業をやりましたが、この中で発達障害の方への観戦を提案された保護者の方がいらっしやいます。この保護者の方によりますと、感覚過敏で観戦が難しかった子供が、「SAGA2024」がきっかけで競技を観戦し、さらに「SAGA2024」の大会後も、レッドトルネードSAGAの観戦などにも行くようになったということですか、あるいは、これはパラスポーツの競技団体のほうですけども、全障スポが終わって、十一月二十四日ですけど、自主大会として県外チームが集まったフットソフトボール、サッカーボールを蹴ってソフトボールをやるような競技がございますが、この大会の中で、「SAGA2024」と同じように個人個人を表彰する個人表彰、最も活躍したとか印象に残った方とか、そういうのを表彰することをやってみたとか、あるいは県内の高校生ですが、クラスマッチの競技を、「SAGA2024」の学校訪問でいるんなことを学ぶものですか、そこで

体験したポッチャにクラスマッチの競技を変更したとか、こういうような動きもございました。

このように、スポーツをきっかけとしまして、一つ一つは小さくても、お一人お一人の内面ではとても大きな、そして、確かな質的变化が生じたのではないかと受け止めているところでございます。

県民の皆様が「SAGA2024」を通じて、「する」、「観る」、「支える」、それぞれの観点で、スポーツに親しみ関わりたいという意識とか行動の変化が起こったことは、今後の地域づくりにもつながっていくものでございまして、そういった意味でも、ある意味大きな成果とも言えるんじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

○弘川委員 Ⅱありがとうございます。本当にたくさん具体例を挙げていただいて、本当になるほどと思いました。

スポーツの世界では、チャレンジ・アンド・カバーという言葉がよく使われます。攻撃であれ、守備であれ、誰かがチャレンジしたことをみんなでカバーし合う。それでチームが成り立つし、個人競技でもそうだと思いますけれども、このチャレンジ・アンド・カバーという精神が、恐らく私はスポーツの力を、地域とか組織とか社会とかに落とし込んでいく一つのヒントになるんじゃないかと思っております。チャレンジした人を、地域が、ほかの人がカバーしてあげるとか、そういう形でスポーツの力がずっと浸透していくことを切に希望しております。

先日八日だったと思うんですけども、カブスの左ピッチャーの今永昇太投手が、彼は投げる哲学者と呼ばれていまして、名言を残しました。小学校一年生から三年生ぐらい、百五十人ぐらい、野球をやっていない子供たちを前にして、人生に二連敗はないと。これは今、結構ネットであれしていますから、一

歩踏み出してチャレンジすることでもう一つ勝っているんだよということなんですよね。それで、仮にチャレンジして失敗しても、それでも一勝一敗だという、本当に私も胸を打たれて、チャレンジ・アンド・カバート、人生に二連敗はない、やっぱりこういうのが今後、スポーツをやるということが社会を束ねていくというところにつながっていくのではないかと思います。

この項の最後に、有形無形の恩恵を、今後どのように生かして発展させていくのかをSSP推進監にお尋ねいたします。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進グループ推進監Ⅱ「SAGA2024」後の、先ほどおっしゃいました恩恵ですとかを今後どう生かしていくのかということについてお答えいたします。

「SAGA2024」において、県民の皆様にはスポーツを「する」だけでなく、「観る」、「支える」という観点から、それぞれのスタイルでスポーツに関わり楽しむことで、スポーツの持つ力を体感していただけたことは、「SAGA2024」を大きな跳躍点として位置づけてきたSSP構想にとって大きな弾みとなると考えております。

特に、全障スポの開催をきっかけに、パラスポーツへの理解やパラアスリートを支える機運が生まれたと感じておりまして、これはパラスポーツの裾野を拡大する上でも重要だと感じております。

SSP構想で目指す社会は、「する」、「観る」、「支える」に加え、「育てる」と「稼ぐ」という考え方がございます。アスリートがスポーツで食べていける社会、スポーツを生かしたビジネス支援が広がる社会を目指しております。

「SAGA2024」で生まれた「観る」、「支える」など、自分なりのスタイルでスポーツを楽しむ文化がさらに広まることで、スポーツで「稼ぐ」文化が醸成され、SSP構想の目指す社会の実現を目指してまいります。

なお、この機運の高まりを受けまして、SSP構想の基本理念や施策の方向性を定める「SSP構想推進条例」を検討しているところでございます。現在、関係者からの意見聴取やパブリックコメントを実施しているところでございます。

「SAGA2024」の開催によって、SSP構想の志を共に抱くアスリートやコーチ、家族、学校、競技団体、市町、企業や団体の絆が、より一層強くなったのではないかと感じております。この唯一無二の絆をさらに強くするとともに、これから加わる新たな仲間たちとも手を携えて、チームSSPの輪を広げ、SSP構想の下、スポーツの力を生かした人づくり、地域づくりに取り組んでまいります。

以上です。

○弘川委員Ⅱありがとうございました。本当に機運というか、内面を引き継いで、本当に見事な決意表明だったと思います。我々、一議員として、議会サイドも高め合っていきたいと思っております。今後ともよろしくお願いしたいと思います。

それでは、問いの三つ目です。今議会に提案されている佐賀県地域公共交通利用実態調査事業についてに入ります。

言うまでもなく、地域交通は地方創生の基盤であります。鉄道、バス、タクシーは、買い物、通院や通学通勤などの暮らしを支える大切な移動手段です。

しかし、全国各地では、コロナ禍による利用客の減少から、労働力、運転手不足、減便、路線の廃止といった利便性の低下、ネットワークの弱体化で利用者の不便さが助長され、さらに利用者が減るといった負のスパイラルに陥っています。これに伴って地方の財政負担も大きくなり、大きな転換点を迎える局面にきています。

県は、路線バスの縮小やタクシー不足といった地域が抱える交通の課題につ

いて、解決を図るための専門部署である「地域交通システム室」を新設されました。地域交通を持続可能なものにしていくためには、中長期的な視点で運行形態の見直しや大型車両から小型車両への転換といったダウンサイズしていく考え方や、駅やバス停までの距離、いわゆるラストワンマイルにどう対応していくかが極めて重要であると考えます。

このような中、今議会の補正予算として地域公共交通の利用実態調査事業費が提出されていますので、目的や内容、スケジュール、生活の息遣いをどのようにつまみ取るのかを質疑していきたいと思えます。

まず、調査事業を行う目的についてお尋ねいたします。

○江口地域交通システム室長⇨調査の目的についてお答えいたします。

路線バスや鉄道、タクシーといった地域交通は、住民の日常生活を支えるとともに、観光客や来訪者との交流を促すなど、地域づくりの重要な基盤でございいます。しかし、現役世代が車利用に流れる中、利用者の減少による減収から、地域交通をめぐる環境は厳しいものと認識しております。また、路線バスにつきましては、運転士不足の問題もあり、減便や廃止を余儀なくされるケースも見られるところでございます。

県としては、かねてから地域交通を単一路線では捉えるのではなく、路線バスや鉄道など複数の移動手段で重層的に構成された地域交通システム全体で捉えることが大事と考えております。

また、地域交通を取り巻く課題に対しては、運行の効率化、利用の促進、運転士の確保をセットで取り組む必要があると考えております。中でも運転士確保の取組としては、今議会におきまして、県外からバス運転士を確保するために、バス事業者が行う県外での採用活動や採用者に支援金を支給する取組を後押しするための議案を提出させていただいているところでございます。

さらに今議会に債務負担行為としてお願いしております今回の調査の目的で

ございますけれども、路線バスや鉄道の利用実態等を調査分析し、地域住民の
実情やニーズを把握することなどによりまして、地域交通システム全体を持続
可能なものにするための対応策について検討を進めるものでございます。

以上でございます。

○弘川委員⇨丁寧にご回答ありがとうございました。論点が三つあったと思
います。利用促進、運転士確保、そして効率的な運行、こちら辺をセットで考
えて今回調査をやっていくということでした。

今回の調査は、路線バスと鉄道の調査と思われるかもしれませんが、まず、路線バ
スの調査内容をお示しくください。

○江口地域交通システム室長⇨路線バスの調査内容についてお答えいたします。

路線バスでは、再編、減便、廃止の検討がなされる路線におきまして、沿線
市町とも連携しまして、実際に職員が乗車し利用の状況を確認したり、運行事
業者が持つＩＣカード利用者のデータなどで、当該路線の見直しが地域住民へ
どれほど影響があるかを確認してきたところでございます。

また、市町をまたぐ路線バスの運行費補助の実績など県保有のデータから、
利用者数や事業者負担額、年間走行距離などに着目しまして、各路線の特徴な
どを県独自で分析してまいりました。

今後は、さらに地域交通システム全体で捉えるという観点から、当該路線の
みではなく、接続するほかの路線バスや、鉄道などほかの交通モードの利用状
況の把握といったことも重要だと考えております。

今回の調査では、市町をまたがって運行する路線バスを中心に、県全体の路
線バスの運行実態や利用実態を把握する調査や、利用者などへのアンケート調
査を行うことを考えております。

具体的な調査路線や調査内容、対応策の検討につきましては、県が独自に調
査分析してきたものに加えまして、より専門的、効率的、効果的なものとなる

よう、外部のコンサルタントの提案や知見も取り入れながら検討していくことを想定しております。

また、調査分析で得られた結果を基に、把握できた地域の実情やニーズを踏まえ、例えば、運行の効率化や運転士確保につながる対応策を、参考となる事例も交えながら検討していくことも想定しておるところでございます。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱありがとうございます。これは喫緊の課題ですので、ぜひよろしくお願いします。

アンケート調査もやられるということです。過去にも恐らく調査をやられたと思いますけれども、さらに深掘りしてやっていくということで、外部のコンサルの知見も参考に、何らかの対応をしていくということでした。

鉄道についてはいかがでしょうか。

○岩橋交通政策課長Ⅱ鉄道の調査内容についてお答えいたします。

鉄道においても、これまで利用者数が少なく、利便性向上や利用促進が必要と考えられる路線を中心に、沿線市町とも連携しまして、実際に職員が乗車して確認した利用状況の調査結果や、鉄道事業者が公表した乗車人員などのデータを組み合わせ、各路線の特徴を独自に分析してきたところがございます。

しかし、職員による利用状況調査だけでは得られる情報に限りがあり、現在利用されている方以外の潜在的な需要の把握などは難しい状況にございます。

そのため、路線バスと同様、知見を有する外部のコンサルタントに、より専門的、効率的、効果的に運行実態や利用実態、潜在需要などの調査分析をしてもらうことを考えております。

特に鉄道は、定時性や速達性に優れ、路線バスに比べて観光などでの利用も多いと考えられます。このため、調査分析で得られた結果を基に、通学通勤といった日常の利用の観点だけでなく、観光などの非日常の観点からも、コンサ

ルタントの提案を取り入れながら、さらなる利用促進や利便性向上につながる対応策を検討することを想定しております。

以上になります。

○弘川委員Ⅱバスと同様、鉄道でもやっていくということでした。

次に、調査はいつから、どのようなスケジュールで進めていく考えかをお尋ねいたします。

○江口地域交通システム室長Ⅱ調査のスケジュールについてお答えいたします。今議会でお願ひしてございます議案を御承認いただければ、今年度中に委託する事業者の選定を行い、調査を進めていくことを考えております。

より具体的なスケジュールにつきましては、実態を的確に把握できる調査時期はいつがよいのか、委託するコンサルタントの意見も参考にしていきたいと考えております。

来年度の上半期には調査分析結果をまとめ、下半期には課題に対する対応策を基に、具体的な事業を検討することを想定しているところでございます。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱ今年度中に選定して、来年度上半期で調査分析して、下半期に課題の対応を行いたいと、そういうスケジュール感でということでした。

あと二問となりましたけれども、地域交通の課題解決に向けて、チャレンジを含め、少しでも前に進める部分をつくり出してほしいと考えますが、一番大切な住民の声を聞き取ることが最も大切と私は思います。

調査方法には、先ほどアンケート調査もやるとおっしゃいましたけれども、先ほどダムのところでもアンケート調査で、自由に書く意見欄というのも言われていましたので、今回も自由意見欄を設けているんな多様な意見を吸い上げることが大切だと私は思うんですけれども、やはり、お一人様のほんのちょっとした提案とか対案、こうしたらいいんじゃないかという、そのワンフレーズ

が本当にその地域を救うことにつながる可能性だってありますので、調査方法について、そういう自由意見欄をぜひ設けてほしいと私は考えますけれども、どのように考えておられるのかをお尋ねいたします。

○江口地域交通システム室長Ⅱ地域住民の声の把握の方法についてお答えいたします。

「地域交通の課題解決に当たりましては、地域住民への影響を第一に考えることが大事でございます。地域の実情とニーズを把握するため、地域住民の方の声をより具体的に聞くことが必要だと考えております。

「地域住民の声を聞くに当たりましては、実際にバスや鉄道を利用されている方の声だけではなく、利用されていない住民の声も伺えるよう、委員御提案のとおり、自由意見を聴取する方法も取り入れていくことも考えたいと思っております。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱありがとうございます。意外と若い人の意見とか、全く違うところの人の意見とか、そういうところが本当にヒントになる可能性もありますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

先ほど答弁で利用促進も大事、運転士確保も大切、そして、効率的な運行、この効率的な運行というのは、私は経営の効率化も含まれると思います。

ここに令和六年七月に、経営する側から見た実態調査もありました。（資料を示す）伊万里市民図書館にレファレンスして、こういう調査はないかなというところで探していただきました。やはり図書館のレファレンスというのはすばらしいですね。どこからでも引っぱり出して、これといった資料をしっかりと提示してくれました。

この中に、経営者の観点から公共交通の経営の実態調査、調査報告、記者会見と書いてあります。それで、ビジネスモデルを変更して利益体質となるよう

な制度設計が必要不可欠であると、特記すべき事項ということで締めくくっています。このままでは赤字体質がなかなか解消できないと。ビジネスモデルを変更してでも利益体質となるような制度設計が必要不可欠と経営者側も思っているんです。ということは、私が思い描く到達点というか、利用者の視点はもちろん大切なんです。でも、運行事業者の視点を取り入れることもこれからは必要になってくるんじゃないかと思えます。鉄道、バス、タクシー、それぞれの事業者の経営がそれぞれウィン・ウィンになるような制度設計の目線だけではなくて、事業者目線も必要であり、その折り合うところから解決の糸口が見えてくるのではないかと。これも考えた次第です。

地域をおこし協力隊でもこの「ローカルバス乗り聞きすと」募集もされています。観光や空港の二次交通としての公共交通もあります。

最後に地域交流部長に、佐賀県における地域交通についてどのような思いで取り組まれているのか、所見をお尋ねして、私の最後の質問とします。お願いします。

○引馬地域交流部長Ⅱ地域交通に関する所見、思いということでお答え申し上げます。

路線バスや鉄道、タクシーといった地域交通でございますが、やはり利用者の減少、運転士不足などの課題への対応は待たなしの状況でございます。そうした中、私も既に、運行の効率化、利用の促進、そして運転士の確保の本柱で取組を進めておるところでございます。

効率化の検討に当たっては、やはり資源制約があるということが出発点でございます。また、御利用される利用者の利便性を大きく損なうことにならないように対応していく観点も大事であります。

したがって、利用者の観点、それから事業者の経営観点、また、支える行政の観点、この三つをバランスよく取るということが重要だと私も考えてお

ります。私自身も地域交流部員と共に、そうした中、交通事業者とコミュニケーションを密に取りながら意見交換を重ねております。

今般であります、県議から冒頭御紹介をいただきました地域交通を所管している部署、これを再編いたしました、「地域交通システム室」を設置しております。交通事業者の目線に加えまして、利用者目線、地域づくり目線ということ、そういった両方の視点をしっかり意識いたしまして、何よりもスピード感をより持つということで、地域交通の課題に対応していくための体制を強化いたしております。

今はマイカー利用の方々も、やはり十年後、二十年後には地域交通を利用するときにやってくるのではないかと私は考えております。したがって、私どもが強く進めている歩くライフスタイルの観点からも、今から乗ってもらおうと、乗っていただくという取組、これは併せて将来の需要も先取りしながら、スピード感を持って取り組んでまいりたいというふうに思っております。

今後も、地域の実情やニーズを丁寧に把握いたしまして、地域交通システム全体が持続可能なものになるように、地域住民の方々、それから沿線の市町、また交通事業者等と連携いたしながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

私からは以上でございます。

○青木委員長〓これで質疑を終了いたします。
暫時休憩いたします。

午後一時五十五分 休憩

午後一時五十六分 開議

○青木委員長「それでは、委員会を再開いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はあっておりません。討論はないものと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○採 決

○青木委員長「まず、甲第四十三号議案中本委員会関係分、甲第四十五号議案、乙第六十五号議案及び乙第七十五号議案、以上四件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○青木委員長「全員起立と認めます。よって、以上四件の議案は原案のとおり可決されました。

○継 続 審 査

○青木委員長「最後に、九月定例会から引き続き審議中の

一、地域交流行政について

一、文化・スポーツ交流行政について

一、県土整備行政について

一、災害対策について

以上四件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○青木委員長「御異議なしと認めます。よって、以上四件についての継続審査を議長に申し出ることにします。

以上で本委員会に付託された案件の全部を議了いたしました。

なお、本日の委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不

適切な表現などがありました場合は、適宜委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御承認を願っておきたいと思えます。

これをもちまして、地域交流・県土整備常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後一時五十七分 閉会

速 記 者 長 谷 川 菜 央